

令和4年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和4年12月22日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年12月22日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和4年12月22日 19時23分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第3回笠置町議会会議録

令和4年12月16日～令和4年12月22日 会期7日間

議 事 日 程 (第2号)

令和4年12月22日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1号
 - 第1 議長辞職の件
- 追加日程第2号
 - 第1 議長選挙の件
- 追加日程第3号
 - 第1 副議長選挙の件
- 追加日程第4号
 - 第1 議席の一部変更の件
- 追加日程第5号
 - 第1 議会運営委員の辞任及び選任の件
- 追加日程第6号
 - 第1 一部事務組合等議会議員選挙
 - 相楽郡広域事務組合議会議員選挙
 - 山城病院組合議会議員選挙
 - 相楽中部消防組合議会議員の選挙

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

3番、由本好史議員の発言を許します。

3番（由本好史君） 3番、由本です。議長のお許しをいただきまして、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について質問をさせていただきます。

以前は市町村ごとに感染者数が報道されておりましたが、今は市町村ごとの報道がなされておられません。市町村ごとの感染状況が報道されないことにより、新型コロナウイルス感染の意識が希薄になっていないか心配をしているところでございます。そのため、最新の情報を提供していただく必要があると思います。笠置町の感染状況はどのようになっているのか。また、ワクチン接種率はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この令和4年9月26日から療養体制の全国一律の見直しが始まり、それに併せて京都府におかれましても9月27日から、京都府より4類型の発生者数についてのみの報告になっております。また、それ以外の陽性者についても、京都府から市町村ごとの人数の報告がないため、当町における感染状況について把握のすべがないというような状況でございます。

それから、ワクチン接種率のほうなんですけれども、現在、VRS、ワクチン接種記録システム上では、オミクロン株対応ワクチンを接種された方は全体で692人です。12月現在の人口が1,163名となっておりますので、約半数以上の方が受けておられるという

こととございます。ちなみに、すみません、うち12歳以上が1,130人となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種のお知らせということで、11月15日付で発出をされ、12月18日に5回目の接種が行われましたが、防災無線で、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種の対象となる方に通知しているとアナウンスをされていましたが、3回目、4回目の接種を完了されていない方には通知をされていないと思いますが、どのようになっているのか、今後どういった対応をされるのか。

また、この12月18日の接種の通知の前に、我々に届く前に住民の多くの方が、12月18日にワクチン接種があるよということを御存じだったんですが、そういった情報管理というのはどうなっているのか、そのあたりもお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

3回目、4回目に当たる接種を完了されていない方につきましては、11月13日接種分の通知で、オミクロン株接種の案内通知をさせていただいております。また、令和4年12月18日接種の案内文では、主に、今回の接種が5回目に当たる人を中心に案内をさせていただいております。今後については、1月以降分での個別接種実施で日程を調整させていただきます。

それから、この情報管理の件ですけれども、今初めてお伺いさせていただきましたので、少し確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今おっしゃった、11月13日の3回目、4回目を接種されていない方は通知しているという話なんですけれども、また、このときに、接種をされていない方について、その18日も接種ができるよというような案内とかしていただいたらよかったのかと思いますので、またそういった点も今後検討していただきたいと思います。

集団接種で新型コロナウイルスのオミクロン株派生型BA・5対応ワクチン接種後に、愛知県で42歳の女性が、東京都では70代の男性が亡くなりました。医療体制に問題があ

ったように報道がされていましたが、ワクチン接種後の医療体制の充実について、どのようになっているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

接種当日ですけれども、接種後15分または30分、健康観察を実施し、アナフィラキシー等の体調不良が生じた場合に対応が迅速に行えるように、救護室を設け、救急薬品等の配置もしております。また、事前に相楽中部消防にも、接種日、接種予定人員等を連絡しており、救急搬送が必要になった場合も迅速に対応していただけるようにしております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

新型コロナウイルスのワクチン接種が低調している理由として、重症化リスクより副反応が心配だとか、ワクチン接種後に亡くなられたりしているからだと思います。新型コロナウイルスの国内死者数の累計が12月1日現在5万人を超え、世代別では60歳以上が死者の約95%を占めており、そのうち男性が約57%を占めているとのことから、60以上の方へのワクチン接種が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、感染症の緊急の蔓延防止の観点から実施され、オミクロン株対応ワクチン接種では、重症化予防、感染予防、発症予防目的に実施されておりますので、皆様にも接種に御協力いただきたいというふうに考えております。

ただし、ワクチン接種は強制ではございません。予防接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、御本人が希望する場合に限り接種を受けることになっております。また、町民の皆様には、引き続き、感染拡大させないために基本的な感染防止対策をお願いしたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

京丹後市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関で発熱外来が窮迫するのを回避しようと、感染時の重症化リスクが低い中学生から64歳までの市民が抗原検査キットを購入する費用の半額を補助するといった報道がされましたが、笠置町はこういった補助

はされないのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点で、抗原検査キット購入に対する補助については考えておりません。町医さんに確認したところ、コロナの検査・診断業務については、医療機関として忙しい状況ではあるが、逼迫している状況までには至っていないということでした。現状から、町としては、新型コロナウイルス感染症の正しい知識の啓発に努め、町内で感染を広げないようにすることが、結果的に医療体制の逼迫を防ぐことになるのではないかとこのように考えております。今後も、ホームページやケーブルテレビ等を活用して、正しい知識の啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

西脇知事は、第8波に入ったと認識を示され、手洗いや換気といった基本的な感染対策とワクチンの早期接種を改めて呼びかけられております。今後は、インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、3つのウイルスの同時流行が懸念されております。笠置町においても、基本的な感染対策とワクチンの早期接種を呼びかけていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

相楽東部の公共交通の確保について。

本年4月11日にJR西日本は、1日当たりの輸送密度が2,000人未満の線区を公表され、関西本線が1,090人で、1987年と2019年を比較した場合、25%まで減少していると明らかになりました。

広報れんげいによると、南山城村、平沼村長は、西日本旅客鉄道株式会社阪奈支社へ訪問され、今後のJR関西本線の在り方や、それぞれの地域との取組、観光による連携などの意見交換を行ったと掲載されておりましたが、笠置町としてはこういった活動をされているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

笠置町としての活動についてでございます。

現在、笠置町は関西本線整備・利用促進連盟に加盟しておりまして、本連盟では、愛知県、

三重県、奈良県、そして京都府といった府県をはじめ、沿線自治体でございます20市町村、三重県亀山市や伊賀市、京都府下では木津川市、南山城村、そして笠置町が構成団体となっております。この連盟を通じまして毎年度、JRさんに対しまして要望活動を行っております。

本年度の要望活動は翌年2月に予定されておりますけれども、この要望事項についても、各自治体による連絡、調整、協議を重ねております。内容といたしましては、まずはJR関西本線の現行運行本数の維持を第1に掲げております。また、本要望書には、沿線地域との連携や参画についても御協力いただけるよう触れられております。

笠置町といたしましては、町単独の活動ではなく、JR関西本線沿線地域のこれら自治体が歩みをそろえながら、JRさんに対して要望活動を行うことが肝要であると考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

相楽東部地域では、少子高齢化と人口減少の進行により、通勤、通学に公共交通を利用する人も減少し、地域の公共交通は大変厳しい状況になっております。

地域公共交通は、特に車を運転できない方にとっては欠くことができない移動手段であることから、地域住民の日常生活を守るために、JR関西本線を基軸とした地域公共交通をいかに確保、維持するかが大変重要な課題であることから、地域住民の利用拡大だけでなく、地域外の利用者を増加させることが必要不可欠であると考えます。

京都府及び相楽東部3町村では本年3月に、JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画を策定され、この計画に基づく取組を着実に進め、相楽東部地域の公共交通の確保、維持に努めていただく必要があると思います。笠置町として、加茂亀山間沿線の市町村、三重県、京都府、JR西日本が連携して利用促進に取り組んでいただきたい。現在の取組状況を報告いたします。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

沿線地域との利用促進の取組についてでございますけれども、笠置町としましては、由本議員からもありましたとおり、令和4年3月に京都府、和束町、南山城村と共に策定しましたJR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画に基づきまして、3町村による負担金支出の下、相楽東部広域バスの運行に取り組んでおります。このバスは、高齢者の外出機会の

拡大などを目的に、ＪＲ関西本線の運行本数を補完するバスとしてダイヤが組まれておりまして、月曜日、水曜日、金曜日、そして土曜日にＪＲ月ヶ瀬口駅からＪＲ加茂駅間を１日４往復、合計８便運行しております。

次に、ＪＲ関西本線木津亀山間活性化同盟会としまして実施しておりますのが、令和４年１１月２６日から翌年６月３０日までの期間におきまして、これが、近くの駅からはじめるキッズウォークにチャレンジ！！というイベントでございます。このイベントの対象は、本同盟会構成自治体の小学生のみとなりますけれども、各駅が起点となったウォーキングコースを回っていただきますと、駅のスタンプとともに記念品のプレゼントがもらえまして、全６駅６コースを回ると、さらに完歩証が渡されるというような仕組みになっております。鉄道利用者の大きな改善とはならないかもしれませんが、小学生が保護者の方と鉄道を利用することで、イベントに参加することで、切符の買い方や乗り方、各地域の魅力の発見や公共交通に対する思い出などにつながればと思っております。

また、本同盟会構成自治体が輪番で行っておりますウォーキングイベントがございまして、本年度は南山城村が当番自治体となっております。翌年３月１２日に行われます、先着順にはなりますけれども、定員２０名、ＪＲ大河原駅を起点としました歩程５キロメートルのイベントでございますけれども、締めは、やまなみホールで開催される山城地域喫茶交流会でお茶席体験というものになってございます。

こうしたイベントを通じまして少しでも鉄道利用促進を図ることができればと考え、本同盟会にて実施するものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

３番（由本好史君） ３番、由本です。

町長は、デマンド交通について３月の定例会で、今後、重要な課題で、年度内の実証実験まで持っていったらと発言されておりましたが、どのようになっているのか。

また、住民の声を伺った上でとも発言されておりましたが、どのようにして住民の声を伺ったのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。デマンド交通についてでございます。

本年度、デマンドタクシーの導入の検討の是非を検討していくという前提で担当課からの提案がございましたが、現在、南山城村の村タクの町内での利用が住民にとって一部可能と

なっている状況も踏まえて、デマンドタクシーの導入というのはちょっと一旦置いておくと。年明けに実際に町内の循環バスの利用者の声を聞き、どうした方法がより住民の方々の要望に応えられるかという、そのアンケートといえますか調査をした上で判断したいと考えております。

現在運行中の町内循環バスに関し、切山区や西部区にて、自由乗降区間や停留所を増やす、運行ルートの見直しなど検討できるのではないかと。町道ではあるものの、この間の道路幅が狭くて、ルート変更や自由乗降区間を設けることにより、現在のJRとの接続が難しくなるのではないかなど、検討、検証すべき点が数多くございます。なるべく早いうちに、こうした点を踏まえて社会実験に取りかかろうと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町長は、町内の公共交通は不十分であると発言されております。町民の皆様の声を聞いて、社会実験を実施し、早急に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

ほっこり市についてです。

11月5日、6日に、笠置まちづくり株式会社が主催、笠置町は後援という形で、笠置ほっこり市が産業振興会館で開催されましたが、このイベント開催に向けてのプロセス、目的はどのようなになっていたのか。

また、夏フェスタはいこいの館で計画をされておりましたが、この笠置ほっこり市は産業振興会館で開催をされた理由と、産業振興会館を使用されるに当たって、どういった事業に該当し使用許可を出されたのか。

また、使用申請を出されたのは笠置まちづくり株式会社だと思いますが、いつ使用申請を出されたのかお伺ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

イベントのプロセス、目的でございますが、ほっこり市につきましては、まちづくり会社で行われているイベントでございます。地元の食材や加工品、また木工製品などの特産品の販売を行いまして、地域食材、特産品などのPR、需要拡大を図るといった目的、また、町内サークルの発表の場としてステージイベントを実施して、来場者との交流を図るといった

ような目的で実施されました。

夏フェスタはいこいで計画されておられましたが、なぜ振興会館で開催されたかというところがございますが、夏フェスにつきましては、町内のお子さんに楽しんでもらえるようにということで、子供花火、子供さんが手で持って遊ぶような花火、また、縁日などをイメージしたイベントを計画されておりました。ただ、残念ながら、コロナの影響で中止とされましたけれども、今回のイベントにつきましては、モミジの時期でもございましたので、町外からJRを利用して来られる観光客の方も考慮し、振興会館で計画されたということで伺っております。

また、産業振興会館の使用申請と許可の関係でございます。今回のイベントにつきましては、町の観光振興、産業振興に資するものであるということで許可をさせていただいておりました。使用申請につきましては、10月31日に申請書が提出されております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

もっと地元のこういったPRをするのであれば、場所的なものがかかなり重要かと思うんです。以前、さくらまつりとかやられた河原のイベントですね、そういった会場、この日ももう河原は満杯であったと思うんですよ。そういう意味では、そういった場所でしたほうが、その地元の食材とかいったことをもっと多くPRできるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったあたりもまた検討していただきたいと思うんですけれども。

また、住民の方では、自分たちでフリーに何か作ったものを売れるような場所がないかというようなことも言っておられますので、またそのあたりも検討していただきたいと思うんですけれども。

また、この笠置ほっこり市のチラシを各議員に、四季彩祭実行委員会から10月28日に速達の郵便で発出をされておりました。また、広報れんけいにその内容が掲載され、新聞折り込みでチラシを当日11月5日、6日に入れられました。どうしてこんなに遅い広報をされたのか。やられたのはそのまちづくり会社と言われたらそれまでなんですけれども、やっぱりそのあたりも町側はもっと関わってやるべきじゃなかったのかと思うんですけれども、このあたりをお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、広報が遅かった理由につきましては、出店者の応募や内容の調整に時間がかかったということで伺っております。今、議員おっしゃっていただきましたように、イベントをせっかくするのであれば、どこでするのが一番効果的なのか、どういった広報を時期も含めましてやっていけばいいのかということ、今いただきました御意見をお伝えさせていただきます、町も一緒になって検討していけたらと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

広報れんけいに載せるぐらいでしたら、かなり前の時点からそういうのは分かっていたと思うんです。そういったあたり、出店者の方について、12月28日にもうチラシを渡すというような説明があったそうなんですけれども、それももらっていなかったというような話も聞きますしね。また、防災無線でも通知をされたんですけれども、商工観光課が主催のような放送があったので、まちづくりじゃなかったんじゃないかというような、そういった苦情も来ています。また、キャラクターの大集合ですか、これもまた別室のほうで何かやられたみたいですね、お金を取って。そういったことも全くチラシの中にはうたっていないかと思うんですよ。

それで、町民の方がまたここを利用するに当たって、商工会が発行した商品券とか使えたかなというように思うんですけれども、そのあたりをまたちょっと入れてもらったら使い勝手がよくなったのかなと思いますしね。そのあたり、今後、出店者の方々からの意見を聴取していただいて、今後の参考になるようにもっと検討していただきたいと思うんですけれども。

このコロナ禍において、こういったイベントを開催し、笠置町が活気づくことは大変いいことだと思うんです。ただ、こういった苦情が出るイベントは悪評になり、笠置町の評価が下がることになります。もっとちゃんとした計画をされて実施していただきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、笠置いこいの館の笠置町社会福祉協議会分の光熱水費支払いについてお伺ひしたいと思います。

10月13日の新聞報道では、笠置町社会福祉協議会がいこいの館での業務継続を要望した際、町側から光熱水費の支払いについて提案がなく、移転後の支払いについて協議がないまま、本年度になって支払いを命じられたと報道されました。3月の定例会で町長は、光熱水費等々の負担をしていただくということで、社会福祉協議会のほうとも一度確認をしな

ければならないと発言をされ、参事は、光熱水費の相当分というところで、面積按分というところで考えていると発言をされておりました。

私は、笠置町社会福祉協議会がいこいの館での業務継続を要望した際、こういった経費について話をするべきだと発言をしておりましたが、社会福祉協議会と協議をされてこられなかったということなのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会のいこいの館使用分の光熱水費については、事務局のほうと話を詰めておりました。4月から9月分までの半期分、前期分といたしまして、先月、請求をしたところでございます。

由本議員から今おっしゃっていただきましたように、協議をするというお話もいただいておりますのになかなか進捗できていなかったことは、大変申し訳ないと思っております。請求も済みしましたので、近々また、まだ入金の確認はできておりませんが、お支払いいただけるというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

請求されたということなのですが、これは予算化するという話で、まだ予算化はされていないのかなと思うんですけども、そのあたりと、ちゃんと社会福祉協議会のほうが納得されたことなのか、その点をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算化というのは、雑入で光熱水費相当分を受けるということですので、特段、予算化して歳入の枠を取ったというわけではございませんけれども、雑入の中で受け入れていくということで請求を出させていただいております。

それから、光熱水費につきましては、三役の方ともお話しする際にもさせていただいておりますし、10月の際にも再度確認をさせていただきまして、事務局のほうと按分の率等も提示させていただいておりますので、御了解いただいている内容でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

またその辺、よろしくお願ひしたいと思います。

公共施設の改善計画についてお伺ひいたします。

まず、笠置町産業振興会館の改修計画についてお伺ひいたします。

以前の担当課長は、笠置町産業振興会館の改修計画の必要性について述べられておりましたが、その計画はどのようになっているのか。また、産業振興会館の改修をしなければならぬところはどこだと認識をされているのかお伺ひいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館の改修計画でございますけれども、申し訳ございません、私の認識不足で、そういった話があるというところが把握できておりませんでしたので、今現在、改修についての計画というのは持っていないところでございます。

また、今改修が必要だと認識させていただいているところにつきましては、現在、多目的トイレでございますけれども、水を流すと流れっ放しになってしまうという、常にではないんですけれども、流れっ放しになることがあるというような状態になっておりますので、その部分の改修、修繕は必要であるというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

多目的トイレのその水の流しっ放しになるということでもいろいろ考えていただいていると思うんですけれども、また、便器のほうもウォシュレットの関係の便器に替えていただいたらと思うんですけれども、この寒い時期に冷たい便座に座るのも大変だと思いますので、そういったあたりもちよっと検討していただきたいと。できれば、男子用、女子用のトイレも、洋式化になっているのかちよっとあれなんですけれども、なっていなかったら、そういった洋式化にさせていただいて、シャワートイレのほうに替えていただくような計画をしていただきたいと思います。

それと、教育委員会があそこへ入られて、倉庫のスペースがなくなったというようなことを嘆いておられるんですけれども、そのあたりの改修とか、それと玄関先の柱のさび、2階のトイレの天井もちよっと替えられたようなんですけれども、そのあたり、ちよっと現場の方ともちゃんと話をされて、ちゃんと把握して対応していただきたいと思いますが、いかが

ですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、まず、多目的トイレの便器の関係でございますが、今現在、水を流すための修繕をするためには、配管からの改修が必要ということで聞いておりますので、それに併せまして、おっしゃっていただいたように、便座が温かい便器、シャワーがついたものに取り替えようということで、予算計上する予定をしております。

また、倉庫等のことでございますが、今現在、倉庫につきましては、教育委員会と半々で使わせていただいているところでございます。以前よりはスペースも少なくなってきております。外に簡易の倉庫は置いておるんですけども、使い勝手等の問題もあるかも分かりませんので、実際、あそこで事務していただいている方と話をさせていただいて、必要なところは、改善できるところは改善していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

次に、笠置児童館についてお尋ねいたします。

笠置児童館の改修等については、教育委員会と協議をすると説明されておりましたが、その結果はどのようになっているのか。また、笠置児童館の耐震診断はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

笠置児童館の改修についてなんですけれども、まず、耐震診断については、少し古いですが、平成23年度に超音波による簡易検査を受けているところです。建物内6か所で実施した結果ですが、全ての地点で不合格になっております。耐震改修を行うとすれば、本庁舎や笠置会館のように、構造計算によって具体化していく必要がございますが、簡易検査を行った時点で、鉄骨ブレースの設置、外壁、サッシの全面改修が必要とされております。

ただ、現在の建物の基礎部分には一部コンクリートブロックが使用されているという状況、それから、床下で漏水が報告されているということから、現在の建物の改修は少し困難ではないかというふうに考えています。

今後は、組織体制を含めた児童館の管理運営について再検討が必要と考えています。具体

的に連合教育委員会との協議を進めているわけではございませんが、会館で事業継続をこのままするのか、規模を縮小してどこかで学習スペースのみを確保して建て替えるのかなど、選択肢は幾つか考えられると思いますので、できるだけ早急に協議を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

現在の児童館はもう改修は無理だというようなことだと思うんですけども、そうしたらまた撤去費用もかなりかかると思いますし、そのあたりの計画をちゃんとしていただくようお願いしたいと思います。

次に、町営住宅についてお伺いいたします。

町営住宅は、老朽により取り壊す必要がある物件があると思います。第4次笠置町総合計画に、笠置町町営住宅等長寿命化計画に基づいて、住宅の修繕や、老朽木造住宅の除去、建て替えを進めると記載されております。この長寿命化計画にどのように計画がされているのか、また、実施計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町営住宅等長寿命化計画について、どのように計画がなされているのかについてですが、計画につきましては、平成27年に計画策定し、令和4年3月に改定し、令和4年度からの10年間の計画期間となっております。この計画において、住宅の修繕や建て替え等について計画的に進めるよう記載しております。

本計画期間においては、ストックする住宅、簡易耐火住宅において、大規模修繕等及び建て替え、撤去を進める計画となっております。令和5年度以降、順次、大規模修繕、建て替えについては令和13年度に1棟を計画しております。

ただし、計画は10年計画となっておりますが、経済状況等を鑑み、5年後、中間年には計画を見直す予定でございます。

実施計画におきましては、令和5年度以降、耐震診断、耐震化工事とバリアフリー工事を、順次進めるべき計画に上げております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町営住宅の空き家が多数見受けられますが、各団地の空き家の戸数、耐用年数と取り壊す必要がある戸数について教えてください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町営住宅におきましては、3地区41棟73戸ございます。内訳につきましては、奥田住宅23棟、管理戸数27戸、空き家戸数9戸、後谷住宅9棟、管理戸数10戸、空き家戸数3戸、有市住宅9棟、管理戸数36戸、空き家戸数16戸でございます。

取り壊す必要がある棟数等についてですが、奥田住宅で9棟、後谷住宅で2棟3戸、有市住宅3棟9戸、いずれも、空き家となっているものについては耐震性等の問題により取壊すべきであると、また、現在入居されている木造住宅につきましては、当面管理し、将来的に取壊しすることと長寿命化計画の中で判定されています。現時点で早急に取壊しをするということは考えておりませんが、木造住宅においては相当年経過しておりますので、当面管理する団地として位置づけられ、順次取壊し等を進めてまいりたいと考えております。

なお、取壊しにつきましては、取壊しだけでは補助金等を活用できない状況にあり、建て替え時に順次取壊しを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

建て替え時というような話ですけれども、なかなか建て替えても何か厳しいのかなと思うんですけれども、計画をちゃんと立てられて、またその辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、町営住宅の衛生管理の観点から、トイレを水洗に改修する必要があると思ひますが、トイレの水洗化の計画というのはどのようなになっているかお伺ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町営住宅において、トイレはくみ取り式となっております。御質問のとおり、衛生管理の面もございまして、水洗化の計画については、今後の建て替え時にはもちろん浄化槽を設置する予定でございます。

また、今後、維持管理する住宅、簡易耐火住宅についても、合併浄化槽の設置等について

検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

トイレの水洗化計画、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、かなり空き家があるみたいですので、移住・定住の関係とか空き家バンクのほうがなかなか進んでいないのかなと思ひますので、そのあたりが利用できたらもっといいのかなというような思ひもありますので、またその辺、管理のほうもまた大変だと思ひんだけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、し尿処理についてお尋ねいたします。

笠置町の令和3年度のし尿の搬入量は717.74キロ、浄化槽汚泥の搬入量は650.47キロリットルで、令和2年度と比較をしますと、し尿の搬入量で47.7キロリットルの増、浄化槽汚泥の搬入量は57.97キロリットルの増となっております。この増加の要因は何とお考えかお伺ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

し尿の搬入量につきましては、昨今のキャンプ人気から、季節を問わず多くの方が来られており、これに伴い搬入量が増加しております。また、浄化槽汚泥につきましては、観光客、利用客の増加に伴い汚泥処理量が増えておりますが、昨年度、役場庁舎の耐震工事が行われた際、業務の一部をいこいの館に移しております。その関係で、いこいの館の汚泥の搬入量が大幅に増えた形でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

人口が減少する中、し尿の搬入量及び浄化槽汚泥の搬入量が増加することは、観光客の増加によるものと推測できますが、増加することになりますと、笠置町が負担するし尿処理分担金が増加することになり、町民の負担が増えることになります。このことについて笠置町としてのお考えをお伺ひいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

し尿処理分担金ということでございますが、河川敷のあのキャンプ場に関しましては、ごみやし尿処理の直接経費ですね、これは現在のところ観光協会が支払っております。分担金

が増加していることにつきましては、これは将来的なお話になりますが、河川オープン化後は、キャンプ場の利用料の一部を一般財源として受け入れる考えです。その中で、増えた経費に充当していこうと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 笠置町には下水道がないことから、合特法の関係で、笠置町が経費負担することはおかしいと相楽郡広域事務組合で意見を述べておりましたが、この件についてどのような議論をされているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員のおっしゃられているのは、大谷処理場運転管理業務に係る人件費の件に関してかと思えます。この件に関しまして、過去の組合の課長会議の議論の過程で、大谷処理場運転管理業務のうち人件費分を合特法による負担としてはどうかという意見もありましたが、し尿処理負担金の中にもともと合特法の考えは入っていない、つまり、大谷処理場運転管理費用はあくまでもし尿等の中間処理に係る経費で、市町が提供できる代替業務がないということで、組合が大谷処理場運転管理業務を代替業務として提供しているということで、令和3年度からの分担金について、条例改正に当たっては整理された経過がございます。

改正後以降は、論議の場は設けられてはおりません。今後、組合及び構成市町村と論議していきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

合特法の関係は、下水道が進むことによってし尿処理量が減ると、そういったことで業者の方が仕事なくなるということで、それを補償するというような観点のものでして、ですから、笠置町は全く下水道がないわけですね。精華町とか木津川市、和束町も若干ありますので、そのあたりは、下水道も整備されることによって、そのし尿処理の搬入量が減ってくると。そうしたら、よその市町村が搬入量が減るということは、笠置町がそれだけ負担割合の率が増えてくるわけですね。そういったことを、今後、一部事務組合等の負担金が増加するということが予想されますので、財源の乏しい笠置町として大きな負担となってくると思いますので、また、そういう負担すべきではないようなものについてはちゃんと主張していただいて、負担の軽減に努めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。これで私の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時35分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。質問状に沿って質問をさせていただきます。

人口減少及び財政難の我が町では、新型コロナウイルス感染症も重なり、継続していた町のイベントの中止が相次ぎ、町の活気やにぎわいが失われているように感じます。そこで質問をさせていただきます。

町長は、これからの笠置町の将来をどのように予測されていますか。また、現状をどのように捉まえておられますか。その原因や本質は。笠置町に住む幸せとは何でしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

笠置町の将来像ということですが、笠置町においては、今後、さらに少子・高齢化が進行することについて、これは住民の年齢構成を見れば明らかでございます。また、今後、人口も減少していくことになろうかと思えます。これは本町だけの問題ではなくて、日本全体で出生人口の減少が2040年問題として認識されているところでございます。婚姻年齢の高齢化、また生涯独身でおられる方が増加しており、この問題は、雇用政策等々の政策の問題として捉えるべきだと考えております。

笠置町の地理的な環境で申し上げましたら、通院や通学、また買物に相当な不便があるというわけではございませんし、京都や大阪などの都市圏にも1時間余りで行けますから、いわゆる僻地とまでは言えないのですが、就労や通学に不便を感じ、転出される方が多いことも事実だと思えます。関西学研都市に近いとはいえ、町内全域が急傾斜地や低地にあることから、住宅開発が可能なエリアも限定されております。

笠置に住む幸せ、これは捉える人それぞれだと思いますけれども、小さな町であるがゆえにきめ細やかな対応が可能である点や、歴史や自然に恵まれている点などが挙げられると思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

非常に抽象的に答えていただきまして、次の質問が非常に難しいと今悩んでいるところでございますが、町長、もっと政策として、笠置に住む幸せというのは、こういうふうに行政

が仕掛けていけば住民の幸福度はもっと上がるよね、笠置に住む価値が上がるよね、笠置自体の価値が上がるよね、そういう答弁をいただきたかったと思っておるんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。どのようにすれば笠置に住む幸福度が上がるのかという御質問やと思います。

通勤・通学、それから町内のデマンド交通、買物支援、通院支援、そうしたいろんな政策を行うということと、それから住環境の問題もでございます。

具体的にというお話ですが、いろんな形での連携によって政策の選択が可能やと思います。具体的にどういうふうにしていくのかというお話になりますけれども、これは個々の政策、総合計画の中で示されておりますことをどういうふうな形で具体化していくのかというお話になってまいります。

今すぐ個々の政策全てについてどういうふうを考えているのかということも全部は申し上げられないわけですが、基本的には、できるだけ住民の皆さんが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指すということになります。これまた抽象的なお話だというて叱られるかもしれませんが、できるだけ多様な要望、きめ細かい要望に応じていくということが大事やというふう考えておりますので、そうした政策をこれから一個ずつ着実に実行していくということが大切やというふう感じております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

町長に就任されてもう3年がたつんですよね。3年たってそういう曖昧というような感じですかね。総合計画はつくったが、それをどのように実行していくか、その道しるべはまだ今決まっていませんというような返答のように思いました。

何でこういう話をするかという、今12月です。予算編成ですよ。総合計画に基づいて予算編成をしていただきたいなと思って今回の質問をつくらせていただきました。その中で、町長があっちゃ行ったりこっちゃ行ったりみたいな答弁をしていたら、職員はどうやって働いたらええんやというふうに僕はちょっと心配をしてしまいます。ですから、この質問を書いた時点で、僕の質問の本質はどこにあるのか、それを酌み取っていただきたかった。

続いての質問に移ります。

最近、僕はトラックに乗っているんですけども、町内を走っていて町道の劣化が著しい

などよく思うことがあります。町道の維持管理計画みたいなものはございますか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

維持管理について取り決めがあるのかという御質問ですが、計画ではございませんが、道路等維持管理基準という内規的なものを設けております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

どこがどうということは、ここを直してくれみたいな話ではないんですけども、6地区あって、皆さん、住民さんが心配に思われている各箇所があると思うんですよ。これは修繕工事とかができるんですかね。もしできないのであれば、その理由をお聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの道路等維持管理基準に基づきながら、道路巡回や住民さんからの通報等により、道路の異常の確認を行っております。それらにより陥没等の異常を確認した際には、応急復旧等対処をさせていただいております。

議員のおっしゃっている町道の劣化についてですが、路面のひび割れ、わだち掘れ、確かに良好でない町道も見受けられ、確認いたしております。財源の事情もあるのですが、でき得る限り町道の修繕、舗装の打ち換えは計画しながら行っていきたいとは思っておりますので、国の交付金等を活用できる箇所については積極的に、また緊急性等を鑑み、改修を含め、安全の確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

基本的には、多分財源難ということが一番著しい問題かとは思いますが。僕、ちょっと最近、そのことについていい方法はないかなと思ったんですけども、うちの町はキャンプが今すごい栄えているじゃないですか。ネーミングライツってあるじゃないですか。御存じですか、ネーミングライツ。名前を売ると。うちの町のメインストリートの名前をつけられます権みたいなのがでけへんのかなと。キャンパーが絶対通るわけですよ。これをアウトドアメーカーに営業かけれへんのかなと、最近、ちょっと車に乗りながらそんなことばかり考え

ているんですよ。

例えば京都府でいうとスプリングひよしとかありますやん、スチールの森ね。あれはチェーンソーのメーカーのスチールですよ。下に下りればすぐDODがキャンプ場をやっているわけですね、これもネーミングライツですわ。京都府でもやっているんですよ。

笠置町のメイン通りに有名なキャンプのメーカーの名前がついていたりとか、そんなんしたらちょっと楽しいそうじゃないですか。間違いなくキャンパーは来るんですよ。ほんなら、今度また違う企業誘致ができたとか、そんな夢が見られる話が道路修繕に関わる基金づくりから生まれたと、そういう話があってもいいんじゃないのかなと思っておるんですけども、いかが思いますか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、財源がないというだけでほかに手立てを考えていないというのが現状なのかと思っております。今言われたように、ネーミング等、ほかの案も模索しながら財源確保して、道路の維持修繕を改善できるように努めたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 来年度の当初予算に、再来年ぐらいですかね、歳入でそういう項目が生まれたら楽しいなと思うんですよ。

僕はまだ車に乗れる世代。でも、普通に端的に町道が悪くなって、歩けていたお年寄り、僕らの先輩方がこけたとしますやん。そのこけたことで自分の人生がそこでもう止まってしまうかもしれないという可能性も十二分に考えられるんで、やっぱり積極的に、課を超えた中で議論できる場も、今、笠置にはあるはずなので、みんなの知恵を絞って、みんなで足を使って、頭を使って行政運営して行っていただきたいなど。これはもう建設産業課だけの話ではないと僕は思っておりますので、柔軟に対応して行っていただきたいなど、議論を深めて行っていただきたい、そのように思います。

次の質問に移ります。

少子・高齢化対策はどのように進めていくのか、政策を教えてください。小・中学校のふるさと学習の本質はどこにあるのでしょうか。なぜ具現化できないのか。これは主権者教育なんで、この教育を形にすることによって町のアイデンティティーを培ってもらって、

この町のためにどう生きるのかみたいな教育になっていくのであろうかと僕は信じてこの教育を見ているんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

先ほどのネーミングの話は私もちょっと勉強したことがございます。野球場とか、いろんな施設でそういうことをやってはるということは承知しておりますので、御提案として検討させていただきたいと思います。

ただいまの少子・高齢化の対策についてでございます。

地道な対策ですけども、高齢化対策に関しては、高齢者福祉を充実していくことしかないと考えています。また、少子化については、笠置を住所として選んでいただけるような施策が必要だと思います。

具体的には、移住・定住政策を引き続き積極的に行っていくこと、観光施策を含めて関係人口を増やし、町内で起業される方や移住者を増やしていくこと、そのための情報発信を積極的に行っていくこと、京都府や未来づくりセンターと協働し、相楽東部と学研都市との連携を強めていくことが挙げられると思います。

それから、ふるさと学習のお話が出てまいりました。今年の中学生の発表内容は、1年生がサキゾウのお話、2年生がお茶でした。3年生は、笠置町に関していえばキャンプ場や地域活性化の発表があり、展示としては、笠置町に関していえばふるさとの魅力の発信についてという内容でございました。

3年生の発表については、町職員が中学校に赴いて子供たちの質問に答え、ふるさとへの理解を深めていくという内容でございました。その本質的なところは、郷土への愛情の育成だというふうに考えています。学習の成果については、毎年できるだけ機会があれば参加しており、施策の参考にしていっているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

少子・高齢化、さっき町長は国全体の問題やみたいな話もしたはりましたけれども、僕は、端的に「笠置町に住むのは大変なん？ どうなん？」というところやと思うんですよ。よその自治体が頑張っって人口を増やしたら笠置町は減ってもええんかみたいな話ではないし、うちの町がうちの町であり続けるかどうかをみんな決めていって、その中でやっぱり移住者は望まなあかんよね、子供は住み続けてほしいよね、じゃ、どうしたらいいのという話がずっ

と笠置の中でぐるぐる回らなあかんことやと思うんですよ。

だから、よその町がどうやとかこの町はどうや、そんなことは僕らにはもうみじんも関係なくて、10年後も20年後もこの町で笑って暮らせる方法を模索していくために今日があると、そのために僕らはこの立場で仕事をさせていただくと、そういうことの繰り返しやと思うんですよ。それに向けての政策を町長にはぜひ来年度は総合計画に沿ってつくっていただき、予算編成していただきたいと思っておるわけです。

塾に通わずだけで親の時間が2時間、1時間半さらに奪われる世界です。人生の1時間2時間、年数を重ねるごとに物すごく重たくなると。お年寄りの買物もそうですよ。うちの町の問題として、国の問題ではあるがうちの町の問題やから、そこはきっちり差別化、差別化して政策を展開していただきたいと切に願います。

ふるさと学習については、先ほど質問の冒頭にもさせていただきましたけれども、おとしですかね、うちの長男が3年生のときには笠置カレンダーを作ったらどうやみたいな話をしてくれたことを僕は覚えているんですよ。一般質問でもその後させていただきました。でもそれは具現に至っていない。

やはり今年の中学校3年生も情報発信が弱いんじゃないのということは思っていると。その案を具現化できない理由がどこにあるのかを聞きたいことと、子供でもそれだけ思いを持って取り組めば、情報発信しなきゃ、笠置にコンテンツがいっぱいあるじゃないのと教えてくれているわけですよ。それを参考にしているのかも分からない。何で実行しないのか。

財源はありますよ。カレンダーを刷るのに幾らかかりますかと。フォトコンテストはやっているじゃないですか。大賞を取った方だけ、3位ぐらいまでの方だけ、そうじゃないでしょう。関係人口を結びたいんでしょう。仲よくなって笠置の価値を上げたいんでしょう。じゃ、何するの。

カレンダーは何枚作れるんですか。表紙と裏表紙を入れたら14枚ぐらいは写真を載せられるんですよ。14人の方の写真を載せられるんですよ。ほんならそのまちのことを好きになるじゃないですか。そういうことが関係人口の始まりじゃないんですかね。そのために積極的な投資をすべきじゃないんですかね。

ふるさと納税のお金を使いあぐねていますよね。観光のために外の人が投じてくれた投資を今度はうちの投資に替えて好循環な政策をつくりませんか、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

カレンダーを作るか作らないかというご質問でございますが、これは担当課のほうで検討させていただくということで、来年、または再来年になるかもしれませんが、予算化していきたいと。

それから、今年の提案でございますけれども、情報発信力が弱いということで、それは以前から感じているところでございますので、今度また別の形の答弁がございますので控えておりましたけれども、検討させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） できることはすぐやる、これはもう仕事の基本だと僕は思ひますので、総数が何枚集まっているか分かりませんが、取った方々が自分が笠置に感動した瞬間を収めてくれているわけですよ。それを不特定多数の人に見てもらえるチャンスを渡す、これは自己実現になると思ひます。で、共存もできると。これは人間の欲求をいっぱい満たせるはずなんです。これが売れへんかったら笠置はちょっと考えた方がいいというぐらい自信を持ってやってほしいです。

この冬に入る前、雲海を僕は何回も見に行つたんですけれども、最高、みんなで山の上に登つた人数が20人ですよ。平等岩に20人ぐらい集まって雲海を眺めたんですよ。ほらみんな喜んでくれる。早起きして、みんなで車に乗り合わせて平等岩まで歩くんです。大人がみんな子供みたいな顔して自分の笠置を語るんです、これええやろ、どやろみたいな。そんな町なんです、うちの町。十二分に関係性は築けるんですよ。行政職員の方はそのチャンスに気づいて、次の政策、予算編成をほんまに大事にさせていただきたいと思ひております。

次の質問に移ります。

観光についてお聞きします。広域観光が笠置にもたらす利益とは何でしょうか。進捗状況は。来年度はどのような取組をされるのか具体的に教えてください。その上で、今ある観光資源で笠置町単独で取り組むべきだと僕は考へておるんですけれども、その辺の答えもお聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

広域観光の一つの狙いとしては、観光情報を一定の枠組みの中で相互発信すること。これはそのまま、先ほどおっしゃつていた発信力の強化ということにつながります。どこかの観光施設であつたり観光資源を検索したときに、本町の観光資源も見られるというような形で

の情報の発信ということで、圏域全体の活性化を行いつつ、笠置町にも周遊していただけるような方々を増やしていければというふうに考えています。

今年もお茶の京都DMO等の協議を行っておりますが、今年度は柳生から笠置山、それから和東町へのバスツアーを実施されたところです。また、先日は、NHK大河ドラマの企画に向けてた取組として、八幡市長さんや河内長野市長さんらと共に京都府知事さんに対して協力の要請をお願いするというで伺っております。

定住自立圏の広域観光に向けての協議は、現在、具体化ができていない状況です。年始にでも一度伊賀市長さんと面談して、事業推進のお話をさせていただきたいというふうに考えております。

今ある観光資源ということで、笠置町の観光資源ということなのですが、特別に何か今、観光資源をつくり上げるということを考えているわけではなくて、現在の笠置町にある観光資源というものを洗い出して整理しているところです。観光客の目的が非常に多岐にわたっているということがあって、現段階では、笠置町のそうしたコンテンツを写真撮影しながら説明文等を加える等して整理しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

洗い出しているという文言を、この数年、何度聞いたことか分かりません。もうそろそろ具体的にこうするああするということを書いてもらわないと、結構な額を人件費として投下しているわけですよ。町長、アライグマも洗い過ぎたら物がなくなるんですよ、気をつけてください。

僕は、ほんまに、さっきの話でもないですけども、雲海にしろ、朝飲むキャンプ場でのコーヒーだとか、人の心を爛する道具というのは笠置町に無数にあると。カヌーでもそうですよ。いつもは鹿ヶ淵ぐらいから見ている情景ですけども、カヌーに乗って石が流れによって削られているのを見たりとか、距離感だけで笠置の見方というのはめちゃくちゃ変わるんですよ。山に登ったら山に登ったで、笠置山の歴史をめちゃ知ってるおっちゃんにもう平気で1時間ぐらい話を聞かされるんですよ、「誰？」みたいな人に。でも、それはすごい幸せなことですよ。全然知らんおっちゃんに、自分は笠置に住んでいるけれども、笠置のことをめちゃ教えてもらうんですよ。こういうことが幸せなんやなと僕はこの秋にすごい感じさせてもらったんですよ。

だから、例えば笠置にでも結構な数字を持っているユーチューバーさんが来てくれている

んですよ、定期的に。1本幾らで作ってくれるのか分からないですよ、交渉次第やけど、その人に笠置に特化した番組を作ってもら、で、チャンネルで放映してもら。そら多分、この人の人件費よりめっちゃ安くつくと思う。あかんかっても経費は変わらへん。ゼロですよ、支出は。やったろうと言わはったら初めて支出が伴うんです。そのやったろうまでの経費は根性だけですよ。やらんと。今ある部分で十二分に戦えますよ。外にがんがん発信できますよ。

笠置町にもいるじゃないですか、ユーチューバーが2人ぐらい、僕も含めて。そういう媒体をフル活用して、なるべく経費を下げて、自分らのアイデンティティーをもう前回に出すと、そういう攻めの観光行政をやってほしいなど。そういう観光行政は少ないと思うんですよ、がんがん攻める。がんがん攻めているところは上がっているからね、伊豆とか。もうロケ地でがんがん上がっているから。笠置の魅力を本気で職員が洗い出さなあかんのちゃうかと。町長、洗い出し方、ほんまに間違えたらあきませんよ。

キャンプ場の在り方について教えてください。あと野焼き、たき火の概念について、笠置町はどういうふうにお考えなのか教えていただきたい。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、キャンプ場の在り方でございますけれども、キャンプ場につきましては、笠置町の観光施設の中で一番皆さんに来ていただいているところでございます。観光の中心であるというような形で考えております。

現在、オープン化に向けました社会実験につきましても行っているところでございます。河川のオープン化につきましては、施設や提供できるサービスを充実させ、アウトドアメーカーなどが参入することも可能となりますので、キャンプ場を利用していただく方の利便性の向上を図れるといったような取組にもなっております。

最近、キャンプブームもございまして、多くの方にキャンプ場を御利用いただいているところでございますけれども、キャンプブームだけで笠置に来ていただくのではなく、引き続きキャンプ場を利用していただくために、オープン化の取組も含めまして、もっと魅力のある笠置のキャンプ場というところを目指して取り組んでいかないといけないというふう考えております。

また、野焼きとたき火の概念でございますが、野焼きとたき火につきましては、明確な定

義というのではないのかなと思うんですけれども、野焼きにつきましては、ある程度の規模で燃やしたり不要なものを燃やしたり、処分することが目的の行為なのではないかなと考えています。また、たき火につきましては、火を燃やすこと、火をおこして料理をすとか暖を取るなどの火を活用することが目的の行為だというふうに理解しているところでございます。

この火を燃やすということにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして焼却の禁止というのが定められております。政令で定められたもの以外は廃棄物を焼却してはならないとされているところでございまして、ただ例外として、農業や林業を営むためにやむを得ないもの、また、たき火やその他、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものなどは焼却を認められているというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

キャンプ場の在り方というのはどういうことかとすごい抽象的な聞き方をしましたが、何でもこういうことを聞くかと。近隣にキャンプ場がめちゃくちゃできているんですよ。今年の夏、皆さん見ましたよね、あのがらがらのキャンプ場。これはもうその行く末ですわ。ブームが去ったらまた年間通してそういう閑散としたキャンプ場になるかもしれない。だからこそ、今、在り方をきちんと考えて、ファンがきっちり笠置に帰ってきてくれる。

僕は、最近SNSのコメントで使わせていただいているのが、また笠置へ行きますねと言ってくれはった人に対して、また笠置に帰ってきてくださいねという表現でお返しするようにしているんですよ。

僕は、ふるさとは皆さん個々にあると思うんですけれども、無責任な田舎連合みたいなものが日本の中でできたらこんな幸せなことはないなと思っているんですよ。「来年の田舎はどこにする？」みたいなキャッチで、自分のところに来てくれたら次の田舎を紹介するんですよ、ここの田舎もええでと。そういうのが全国的に回ったら、また自分のところへ帰ってきてくれるかもしれない。そのときにお帰りと言うわけですよ、僕らは。ただいまと観光客の人が言ってくれたら、こんなすてきな町はくないですか。そういう仕組みをつくらせたいと、つくりたいと思って、僕、独りでキャンプしているんですよ。

だから行政活動も一緒やと思うんですよ。Uターン、Iターン、Jターン、いろんな言葉ができましたけれども、どんなふうにしたらキャンプ場にまた帰ってきてくれるんや、新規の人が来てくれるんや、来続けてくれるんやと。サブスクが今よくはやりでありますけれど

も、キャンプ場も多くできてきているんですよ。やっぱり一番は安心感なんです。どうい
お客さんの層でどういう好みのキャンプをするか、それでコミュニティーが形成されていく
と。笠置は笠置のコミュニティーがもちろんあるんです、多数。

その中で、笠置町が今一番気をつけないといけないよねというのが野焼き、たき火の概念
なんです。なぜか。これはもう3年も4年も前から言っていますけれども。

11月、12月で2組。1組は、軽バンにいっぱい家具をばらした、僕から言うと廃材
ですよ。でも、彼からすると薪なのかもしれない。ががが燃やしているわけですよ。駐
在さんのところに行って、多分直火がありますと、一緒にちょっと注意に行ってください
かということで、たまにパトロールを夜な夜なするんですけれども、やっぱり寝ている間に
ナイロンのテントに火がついたら、これは石油に火をつけているのと一緒ですからね、もう
えらいことになるんですよ。

2件目は、寒かった日です、直火をしているんですよ。「お兄さんら、何で直火してるの、
看板、目の前に立ってるで」という話をしたら、たき火台を忘れたと、でも寒いから暖を取
りたい。これはキャンパーのポリシーからは反しているんですけれども、もうほんまに一大
事があっても困るから、「理解することはできる。でも、それやったら帰ろうよ」と。でも
飲酒していたらどうなると。

こんな考え方を、やっぱり行政もそこまで踏み込んでキャンプに入らなアカんですよ、そ
れぐらい人が来ているから。おとといぐらいかな、車両火災もあったとか、その前も消防署
が出動したとか。これがお客さんに対して安心・安全に提供できているのか、河川の占用許
可を得ている責任、ポリシーはどこにあるんやということにつながるんですよ。だから在り
方という質問にしたんです。自分たちで考えないと、本当に関係人口を結びたい、笠置のフ
ァンでい続けてほしいと思うんであればね。

せっかく河川のオープン化やいうて社会実験させてもらってるんやから、どんどん休むこ
となくチャレンジしないと。そして今来ている人を守っていかないと。みんなで守っていつ
てキャンプ場をつくっていく、そういう個人経営の皆さんがやっていることを行政全体で取
り組むわけですよ。それが何でできんねやというたら、この規模感やからでしょうと。そう
いうトロフィーを掲げないと観光の行く末なんて語れないですよ。そこが定まらないのに広
域的な観光なんてぶれぶれですよ。今はそのときじゃない。

笠置にあるものにぐっと磨きをかけて、笠置町とやったらこれがしたい、笠置のネームバ
リューがあったからうちの町は助かった、そういうブランディングをしていかないと。もう

遅いぐらいなんでね、町長、ぜひ来年度の予算はそういうことも考えて観光行政に取り組んでいただきたいと切に願います。

次の質問に移らせていただきます。行政運営についてお聞きします。

事業構築の仕組みが曖昧なのではないでしょうか。人材育成の取組はどのようになされているのか。若手職員の離職率が多いように感じられます。なぜなのでしょう。企画政策室の現状はいかようになっておるのでしょうか、お聞きいたします。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業構築の仕組みが曖昧という御指摘をいただいております。

事業の構築に当たりましては、もう御承知いただいております、町長からのトップダウンもございますし、職員からのボトムアップというものもあっております。今、町の事業といいますのは、ほとんど継続した事業というものになっております。この事業は、いろいろと他課と連携を取る場合もありますし、情報共有も必要であると感じております。

継続事業でありましても、新規の事業でありましてもこういった連携を取りながら、住民サービスの向上につながるような事業でないといけないというふうには感じております。よく言われるP D C Aでそれぞれ評価しながら次の事業につなげていく必要がありますので、よりよい施策となるように努めていきたいというふうには感じております。

それから、人材育成の取組ですけれども、外部の研修への職員派遣や内部での階層ごとの職員研修、内部での研修につきましては、特に令和元年度から階層ごとの職員研修に取り組んできたところではございますが、本年度につきましては、十分な内部研修というのが実施できていない状況でございます。

外部の研修、京都府市町村振興協会でありますとか、それぞれの課に関わる研修でありますとか、そういうものに職員の派遣は行っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、Z o o m会議であったりというものが増えてきております。4年度、本年度に入りまして対面での研修というものも徐々に戻りつつありますが、Z o o m会議など多様な実施形態を取られるところも増えておりますので、職員としては、1日かけて京都市内のほうで受研するよりも受研環境はよくなったと思っておりますし、受研者の数も増えてきております。そういうところで自席での研修も可能ですので、どんどん派遣させていただきたいと思っております。

内部での十分な研修というものもまた進めていきたいと思っておりますが、新規採用職員につきましては、採用時の研修であったりとか、今度、人権啓発課のほうでも毎年しております人権研修のほうも新採職員用もしていただきますし、職員全体の人権学習、これは南山城村さんとの合同研修になりますけれども、年明けに実施を計画していただいております。

少し前になりますけれども、相楽東部未来づくりセンターのほうで3町村合同での研修というものを計画したいというお話をいただいております。若手といいますか、まずそういう階層の方、主事、主任、主査ぐらいの方をまず研修の第1段として捉えていきたいということでしたので、そういうところの研修、十分に3町村の交流もありますので、交流も深まると思いますので、職員のほうも積極的に参加してもらえよう環境づくりを考えたいと思います。

それから、若手職員の離職についてです。坂本議員がおっしゃるように、目立つのがやっぱり若手職員の離職ということになってきております。採用後5年前後の職員の離職が目立っているのは確かでございます。

ただ、離職される職員の話聞いておきますと、公務員自体が嫌になった、笠置の役場が嫌になったということではなくて、ほかの自治体での採用といいますか、実家の近くに帰られるとか、それから、他の職種の公務員への転向という内容が増えてきております。いいふうに捉えさせていただきまして、笠置町で基本を身につけ、それをステップアップとして自治体職員に転向していったと、ちょっといいふうには取っておりますけれども、職員構成といたしましては厳しい状況にはなってきております。以上です。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

企画政策室の現状ということで御質問をいただきました。

本年4月より新たに設置されました本室は、第4次笠置町総合計画に係る実施計画の策定に向け尽力することを主な業務として進めてまいりました。

さて、実施計画につきましては、当初スケジュールでは11月をめどに策定をしたいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応業務などを筆頭に、各課における実施計画の提案、調整が遅れてしまっております。そのため、翌年度の早期の策定に向け、スケジュールの見直しを図りたいと考えております。

一方で、実施計画を策定するに当たりまして、企画政策室といたしましては、どのような施策が望まれているのか、そういったことにつきまして、笠置町版アドバイザーボードで

ある縁想会メンバーの方、町内外の方々から御意見をいただいたところでございます。そうした中で、メンバーの方からいただきました意見としまして、町内での買物環境の充実、そして地域振興券よりカタログギフトを望む声などがございました。そのような意見を反映いたしまして、先般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、町外でも使用できる商品券の配布につながったものでございます。

いただきましたメンバーの方々意見につきましては、全てを実現できるものではございませんけれども、でき得ることから立案し、関係所管課と相談の上で実施計画に反映できればと思っております。また、民間企業との共同事業も考えておりまして、連携協定を結んでおります民間企業を通じました企画や実証実験のお話もいただいております。具体的な内容が決まりましたら、順次、議会の皆様への御報告やホームページなどでの広報も行っていきたいと思っております。

まずは小さなことからとなりますけれども、持続可能で住民のニーズや総合計画の施策に沿った事業を展開しようと思っております。企画政策室だけではなく、各課からの兼務職員で構成する企画政策チームのメンバーと共に実績と成功体験を重ねさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

事業の仕組みの話は、もう観面、この間のイベントのことですよ。これの作り方がすごい曖昧。何と言ったらいいのかな、もう議会を軽視していると言わざるを得ないというか、結局監査で食のイベントのことを深掘りしたときに、議会で説明いただいている内容と監査で聞いている内容が違ったりするわけですよ。

例えば何を挙げるかという、町が主導でこの事業をやらないといけませんという話を聞かされていたと。でも監査で聞けば、書類が簡素化できるので町のほうが望ましいみたいな話やったんですよ。まちづくり会社でもできるが、時間割を考えたときに町が主導でやったほうがいいよねと、書類の量が全然違うんですという話もお聞きしたと。

だから、もうちょっと事業に対して真剣味、本気度を入れないと曖昧になっちゃいますよ。お金を使うだけの事業は誰も幸せにならない。お金の価値は使うことで決まるんじゃないんですよ、使い方です。その後の結果でその価値は2倍にも3倍にも上がるんですよ。そこに対してお金の見方がないと、公共事業という事業をやる資格はないと僕は思います。だから人のお金を使って事業ができるんじゃないですか。

自分で事業をするときにこんなことをしますか。成功するかな、失敗するかな、でも絶対やり遂げんねんと思っぴみんな会社を起こすじゃないですか。でも、僕らは皆さんの税金を使って事業をするんですよ。だからこそ住民利益の追求と来てくれはる人の幸せ、そういうことを重んじて事業に当たらなあかんと。ぜひ来年度の予算は、しっかりその辺も吟味して、みんなで議論して使っぴいただきたい。

人事育成についてですよ。もうルーチン化しているものはできますが、ほかのものは今考えられていませんという内容かなと。できる分はやっぴいますよと。それで、じゃ、どういふふうな職員のモチベーションが上がったのかというところまでは聞きたかったですね。これはもう前の副町長時代から始められたことやと思っぴ、やっぴりそろそろ成果として見えているのはこういうところやなと、足りひんのはこういう部分やなみたいな話が出てきてほしいなと思っぴます。

事業構築なりなんなり、今の人材育成でもそうなんですけれども、やっぴり公務員が公務員のための公務員の研修を受けたらあかんと思っぴんですよ。どうやったら民間テストを入れられるのか。マーケティング理論もあります。ブランディング理論もあります。様々な理論が今あります。

若手職員がなぜ離職するのか、ルーチンだからですよ。楽しくないんですよ。わくわくしないんですよ、仕事に。いや、それは公務員の仕事じゃないと思っぴかもしれませんが、今の若者は僕ら世代とは全く違っぴ。情報が全く違っぴ。その中で新しい公務員を、じゃ、どうやっぴてくれるのか。絶対新しい時代になっていくんやから、新しい時代の公務員もつくらなあかん。それやっぴたら、まず執行部が勉強せなあかん。それでよかったものを若い子に伝えていかなあかん。こういうサイクルをつくっぴていただきたい、ぜひとも。そういう部分に投資していただきたい、そう思っぴております。

そうすれば若い職員の離職率が、他の公務員に行くんではなくて、笠置でどうやっぴたら自分の給料を上げられんねや、報酬を上げられんねや、手当をつけられんねやと。そんなことができるかどうか分からへんけども、端的に副業が可能になったら自分の余暇の時間をこう使えんのかな、これ、組合で言うてみようかなと、いろんな考え方が生まれてくると思っぴんですよ。今やらなきゃよそがやりますよ。

企画政策室の現状なんですけれども、ギフトカードと振興券がここから生まれたものやと初めて知りまして、それも住民さんからの案を形にしたと、すばらしい取組でありますねと思っぴんですよ。外からのお話を聞いて具現化するところまでは一つできたよ。

僕が今望むのはやっぱりチームですよ。チームでワークするチームワークの形成の仕方。笠置は、絶対に縦割り行政じゃなくて円卓を目指すべきやと思うんですよ。その中心はいつも課が替わっていい。自分たちの課題に対してみんながどう見るのか、こういう会議の主体に変えていかないといけないんじゃないのかなと思うんですよ。

町長は、さっきいろんな課の問題がありますのですごい大変ですとおっしゃいましたが、企画政策室ができた、だから多面的な会議が開けますよ。いろんな範囲、この課からこの問題を見たときはこういう問題がある、そういう議論ができる場になってほしいなと思っておりますので、来年は、内側の運用方法もまたお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、来年度の予算編成が始まっていると思いますが、目玉事業は何でしょうか。総合計画にのっかってお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問、来年度の目玉事業についてということでございます。

先ほど参事のほうからお話がありましたように、トップダウンとしてやる分とボトムアップとしてやる分と両方出てくるかと思えます。まだ来年度の予算編成のヒアリングが始まっていない状況なので、私のほうから、トップダウンでこういうことを考えてくださいということでお話をしている内容について説明させていただきます。

当然、基本計画の内容に沿う形で来年度の事業計画を策定していくわけですが、先ほどもお話がありましたように、まず広報広聴の強化のために情報発信力を何とかせないかんということで、ホームページを刷新していこうと考えております。現在の町のホームページはパソコンに対応したシステムになっており、なかなか目指す情報にスマートフォンではたどり着かないというようなこともございます。実際問題、スマートフォンでの閲覧が増えている中で現在のシステムが時代の趨勢に後れを取っている状況ですので、ホームページを更新していこうというふうに考えています。

その中で、観光政策に関しましていろんな観光コンテンツの洗い出しをしております。四季の風景というのが必要になってきますので、少なくとも1年間ぐらいは写真をためないといけないんですが、できるだけ、少しずつでもいいので、現在載っている写真の更新、解説文の更新というのをやっていこうというふうに思っています。

それから、子育て支援に関してですけれども、本年、笠置未来っ子応援制度というのをつ

くりまして子供たちの支援を行っているわけですが、これをある程度拡充した上で、一定の時期に、出産時や義務教育の入学時等々にお祝い金等の支給ができないかということで、検討するようにお話をしております。

それから、防災力強化。これは去年からちょっと検討しておることなんですが、車中泊が可能なような制度をつくれないうこと、備蓄品とかも必要ですので、そういうことも含めた検討を進めていきたいというふうに考えております。

残る部分について、ボトムアップの分がまだ出てきていないので全てここで話しするとうわけにいきませんが、大まかな目玉事業について御説明申し上げました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

またホームページの話が出てきましたけれども、ホームページはもうやめたほうがいいんじゃないのかなと。なかなかのお金がかかるじゃないですか。行政のホームページで面白いところはなかなかないので、そこで頑張ったらトロフィーを取れる可能性は高いかもしれませんけれども、幾らかけるんやと、今まで幾らかけてきたんやと。石の国のホームページはどうなったんですかね。もう闇ですよ。あれ、たしか1,000万以上お金を投下しているはずなんですよ。

だから、スマートフォンに適していないから駄目だよというよりも、もっと最初に内容を考えて、こういうものやったらいけるんちゃうかというのをぜひ議会にも見せていただきたい。勝手にお金をつけてもう丸投げして終わりやじゃなくて、やっぱりこういうふうにやりますよみたいな絵を見せていただいて、で、実施しますというふうな、先に先に僕らにも情報を与えてもらって、僕らもそれを人に宣伝できるような。僕らが宣伝できへんようなものを町が堂々とお金使って、これ、笠置町がやりました、それは違うと思う。ほんまに内側を大事にしているから外の人に響くんやでと。外から響いて内側ってないでしょう。水が落ちたら波紋は広がるわけじゃないですか、そういうイメージで仕事をしていただきたいなと思うんですよ。

未来っ子制度。笠置は、いかんせん、子供が生まれる数がかなり少ないと。来年度1人いるのかな。昨日お会いしてうれしくなったんですけども。与一の店員さんのお姉ちゃんのほうもお子さんも生まれました。この間抱っこさせてもらって、笠置でまた赤ちゃんを抱っこできると思ったらめっちゃくちゃ幸せやったんですよ。

未来っ子に対しての投資というのはもう十二分にやっつけていかなあかんのですけれども、ばらまきだけじゃなくて、もっともっと子供のスキルが上がるとか学力が上がるとか、そういう部分に投資していくような予算措置もぜひぜひしていただきたいと思います。考え方は無数にあります。ぜひ知恵を絞って、来年度、明るい予算編成を行っていただきたいと思います。

以上、一般質問とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで、坂本英人議員の一般質問を終わります。

次に、6番、田中良三議員の発言を許します。田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

災害についてお聞きします。

木津川市の加茂駅では浸水深6.1と表示されて、階段にテープでその高さまで表示されているんですが、笠置町の場合、メーター数は表示されていますが、その高さのところまで行く目安となるものが表示されているところは見かけないと思うんですが、するべきだと思うんですよ。それに対して浸水深に対応した避難所、防災備蓄倉庫は心もとないと思うんですよ。現在の避難所に関してでも二次避難所を設置せんと、例えば私のところ辺りやったら、もう浸水深の高さまで来たら丸々無理やと思うんですよ。それと防災備蓄センターでもあの高さは無理だと思うんで、早急に二次の避難所と防災備蓄センターの増設を進めるべきだと思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、浸水深の表示につきましては、木津の河川事務所と担当のほうと協議しておりまして、設置の方向で検討していただいているところでございます。

今、備蓄品につきましては、役場と、それからすまいるセンターのほうに保管しております。おっしゃいますように、それぞれの集会所で備蓄していただきたいところではございますが、浸水深でつかるところがほとんどになっておりますので、そういうところになかなか備蓄品が置けないということもございます。以前に別の議員さんから御質問いただいた内容かと思っております。

今考えておりますというか、浸水深の想定以外のところを探そうとすればなかなかちょっと場所的に困難ではございますので、そこらは区長さんと相談しながら、地区が最悪孤立したというところもございますので、その地域における一番適正な場所というところで、区長

さんとも相談させていただきたいなというふうに考えております。

二次避難所というふうにおっしゃっていただいたんですけれども、災害等で二次避難所等というよりは福祉避難所、二次避難所と言われるのは福祉避難所というふうに使われているところが多いんですけれども、そういうことでよろしいですかね。福祉避難所のことでしたら、今、その扱いをさせていただいているのはデイサービスセンターであったり、笠置いこいの館の2階の一部の部屋であったりというところとなります。

一次避難所から次に避難できる場所というふうにおっしゃっているのか、ちょっと分からなかったんですけれども、私たち、業務的によく使うのは、二次避難所は福祉避難所というふうな取扱いですので、今、場所の説明をさせていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

そやけど、浸水深があつたら避難所なんてほぼほぼ、例えば私の思うのは、切山地区の避難所は浸水深は絶対大丈夫やけれども、それ以外のところなんて浸水深でほぼほぼかぶさってくると思うんですよ。ほんで、例えば二次避難所に指定しているところは、私が考えても、多分、笠置小学校の体育館、振興会館の2階、それといこいの館の2階、これしかないはずですよ。つむぎてらすとか振興会館には浸水深が出ているけれども、見たら多分かかると思うんですよ。それで備蓄倉庫でも危ういでしょう、今のところでは。分散してやっとかんと何のための備蓄かも分からないと思うんですよ。私は、それでこの問題をずっと取り上げているんですけど。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど言いましたように、一次避難所、二次避難所という言葉ではなくて、通常使わせていただいているのが、指定避難所であったり福祉避難所という扱いをさせていただいております。今、田中議員のお話をお伺いしていたら、二次避難所を避難所から次に行くところというふうに思っておられるようですので、そういうところではない、そういうものではないというふうに考えます。

おっしゃっていただきましたように、備蓄倉庫でありましても、福祉避難所、それぞれの避難所でありましても、浸水の想定地域であるところにはなかなか開設できませんが、災害の状況によりまして、それぞれの避難所、洪水に係らないところは避難所として開設させて

いただく必要はあるかと思えます。

今、特に夏の台風シーズンで一番最初に避難所として開設させていただいていますのが産業振興会館と笠置会館、役場というところになります。その次に各集会所等をさせていただいておりますが、その集会所等で浸水のおそれがある場合はもう避難所としては開設せずに、小学校とか、それから笠置いこいの館の2階であるとか、そういうところを考えております。

備蓄品につきましても、経過といたしましては、各集会所で保管・管理していただいたところではありますけれども、消費期限が近づいてきた、管理がなかなか厳しいという御意見をいただきましたので、一旦、それぞれの集会所ではなく、すまいるセンターであったり役場であったりというところで備蓄しているものでございます。

先ほどの答弁にもありましたように、浸水が想定される地域の備蓄倉庫というのがなかなか設置できませんし、補助をいただくにしても、そこは設置が可能な場所ではないやろうということで補助の対象ともなってきませんので、分散して置かせていただくというのは一番地域にとっていいことやと思っておりますので、そういう場所の選定につきましては、区長さんと御相談させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

よろしく願いしときます。

続きまして、新型コロナウイルス、由本議員も質問されましたが、18日に接種したワクチンは、オミクロン株変異BQ1及びBQ1.1に対応されていますが、愛知県でアナフィラキシーショックで死亡されるという痛ましい事故がありました。笠置町では、体調不良を訴えた方は過去の接種を含めてありませんでしたか。接種後に体調不良になって、全国で15名の方に医療費補償料が支払われたと思うんですよ、新聞報道で見たら。これはどうですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

12月18日の接種も含め、過去に3名の方が接種後体調不良を訴えられ、会場内の救護室で医師に対応していただきました。症状としては熱中症や血圧上昇によるもので、スポーツ飲料を飲んでもらったり経過観察することで体調が回復されて、御自身で帰宅されたという件がございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

塩野義の国産初の新型コロナウイルス感染症治療薬ゾコーバについてお聞きします。

担当課長かて、私らが分かる範囲ぐらしか多分分かってはらへんと思いますけれども、これに関して何か正確な資料とかはありますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

ゾコーバにつきましては、令和4年11月22日に新型コロナウイルスの治療薬として緊急承認されたものでございます。現状は安定的な供給が難しいことから一般流通は行われず、当面の間、国が所有した上で、対象となる患者の発生、または発生が見込まれる医療機関及び薬局からの依頼に基づき、無償で提供されるものでございます。

また、効き目、効果についてですけれども、治験の結果では、発症から3日以内に服用を始めると、オミクロン株に特徴的なせきや喉の痛み等、5つの症状全てが7日前後でなくなり、症状が出ていた期間がおよそ24時間短縮されたということでございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

5回接種が終わりましたが、今、8波に入っているから、また次の変異株が出たら接種があると思うんですけれども、またその対応をよろしく願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについてお聞きします。

現在のマイナンバーカードの取得率は、所持者の年代別傾向は、それとマイナンバーカードを保険証にすると、今までの保険証の場合、初診料が割高になるという話が二、三日前の報道で出てきたと思うんですけれども、これの真偽はどうですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの田中議員の御質問についてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの現在の取得率は、11月末時点で申請率は60.1%、取得率は51.1%となっております。また、取得の年代別についてですが、ゼロ歳から10代までは48.4%、20代、30代の方は55.6%、40代、50代で48.4%、60代、70代の方では64.3%、80代以上の方では46.3%となっております。

マイナ保険証で受診される件につきましては、詳しいことはまだこちらのほうには入ってはきておりませんが、以前は、マイナ保険証で受診されるほうが加算を病院のほうで取られることで割高となっておりましたが、10月以降に関しましては、マイナ保険証で受診され

た場合は、従来の保険証で受診されるよりも加算が少ないということで、約6円ほど初診時に支払いが安くなっていましたが、昨日のニュースの情報によりますと、従来の保険証で受診されたほうが18円ほど高くなるというふうにニュースがなされていたとは思いますが、具体的な情報はまだこちらのほうに入ってきてはおりません。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

マイナンバーカードを保険証にするのと現在の保険証の場合、例えば大きい病院ならマイナンバーカードを保険証にするところはようけあると思うんですけども、個人病院なんて、ほぼマイナンバーカードの政策が進んでないですよ。私も2件ほど聞いたんですけども、いや、使う意思是今のところありませんちゅうて言われているんですよ。ほんで料金の設定だけが問題あんねんという話は、おととい行ったとき先生としゃべっていたら、そうやねん言うて笑うてはりましたけど。よろしくまたお願いしときます。

次、ヤングケアラーについてお聞きします。

町内でヤングケアラーと言われる18歳未満の子供の状況についてお聞きします。

京都府によると、国が調査したヤングケアラーの実態について、要保護児童対策地域協議会が子供本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究の報告書が令和3年に公表されました。

世話している家族がいると回答した子供は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%の結果が示されました。世話している家族がいると回答した子供のうち、世話をしなくても自分のやりたいことに影響は特にないと回答した子供が半数いる一方で、家族への世話はほぼ毎日していると回答した生徒は3~6割程度、1日7時間以上世話していると回答した中高生も1割程度存在するという結果でした。また、本人にヤングケアラーとの自覚がない場合が多く、子供らしい生活が送れず、誰にも相談できず、日々独りで耐えている状況がうかがえます。

国は、自治体の実態調査を進めるように促しているそうですが、笠置町は実態調査をし、現状を把握されているか、また対象となる子供はありますか。

ヤングケアラーの子供の抱える問題として、学校への影響、交友関係の希薄化、睡眠不足などの健康面、就学機会の制限などがありますが、町が考える対象となる家庭への支援や学校との連携方法を教えてください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の御質問でございます。町独自の実態調査についてはしておりませんが、笠置町要保護児童対策協議会でも、こうした理由でのケース管理をしている事例は過去にもございません。また、小・中学生につきましては、時には幼い兄弟の面倒を見る生徒もいるが、学習、就学に支障が出ている生徒はいないというふうに聞いております。今後も関係機関と連携を図り、取り組んでいきたいと思っております。

それから、2つ目の質問でございます。支援や学校への連携方法ということですが、支援につきましてはケース・バイ・ケースになろうかと思っておりますが、ヤングケアラーの存在する家庭では、介護保険や障害者福祉のサービスを利用されていることが多いというふうに考えられますので、訪問調査を実施する際に御家庭の状況を把握することによりヤングケアラーの早期発見につながると考えるため、訪問する際は、そういった内容も含めて調査を行うことが重要だというふうに考えております。

また、介護だけでなく、親に代わって家事や育児をしているケースも考えられるため、こうした場合は公的なサービスの利用がなく、発見が難しいところではございますが、見えないヤングケアラーに対しては、子供が過ごす時間が長い学校など、教育機関と連携をすることが大切だというふうに考えます。

また、支援については、介護する者の状況にも十分配慮し、ヤングケアラーの介護を前提としない介護サービス等を提供し、負担を軽減し、また、必要に応じては学校や児童相談所等の関係機関と連携し、必要な支援を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

最後に、ヤングケアラーは認知されにくい問題ですが、啓発が大事と考えますが、町の対策はどうか。それだけお聞きして終わります。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

京都府におかれましても、京都府ヤングケアラー総合支援センターが令和4年4月28日に設立をされております。センターが作成された啓発用のチラシやリーフレットを活用して、また啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11時 55分

再 開 午後 1時 00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番議員、西昭夫議員の発言を許します。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

通告書に従って質問していきたいと思います。

まず、地域プロジェクトマネージャー制度についてお聞きします。

今回、国で制度を使って、我が町にもプロジェクトマネージャーの職を置いて雇用されていると思いますが、テレビを見られている町民の方にも分かりやすく制度と役割について説明してください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問、お答えさせていただきます。

地域プロジェクトマネージャーの制度というものは、令和3年度から総務省の事業として制度化されたものでございます。地方自治体が自らの地域を活性化させるため、行政だけではなく、民間や関係団体、地元の地域の住民等をつなげるブリッジ人材として町の重要プロジェクトを推進する人材を配置するということです。先ほどの民間や関係団体、地域住民さんとのプロジェクトチームということを取りまとめる、そのチームと行政をつなぐ渡し役という役割を担っていただく制度でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この制度をいろいろ調べてみると結構いい制度で、僕が捉えた、ホームページ、ホームページじゃなくてネット調べてもらえれば、プロジェクトマネージャーについてはいろいろ書いてあって、僕が見た感じ、僕の解釈では、役場、行政側がプロジェクトを進めていく上で民間と協力しなあかんとか、ほかにいろいろ協力しなあかん、そこをうまいこと、こういう言い方がええのかどうか分からないんですが、公務員と民間の間にある意見とか考え方の違いを埋めていく、埋めていってうまいことつないでくれるブリッジ役なるのが、それがプロジェクトマネージャーやと思うんですが、それが笠置で採用されているというのはもうすごく期待を持っているんですが、地域プロジェクトマネージャーが担う笠置の重要プロジェク

トとは何ですか。総計との、総合計画との関連も含めて説明してください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

プロジェクトマネージャーに担っていただく業務といたしまして、業務といたしますか、重要プロジェクトとして町のほうで考えておりますのは、第4次の総合計画の中に政策大綱の一つで観光のまちづくりを掲げております。

施策といたしましては、タウンプロモーションの展開、それから観光の振興ということがこのプロジェクトと位置づけております。このタウンプロモーションを展開することによりまして、外からの人材であったり、観光客の誘致、それから交流人口や関係人口の拡大というところにつなげ、また移住・定住施策にもつながるものと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員に申します。マスクをしてください。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そのプロジェクトに対して何年計画で携わってもらう予定ですか。そのタイムスケジュールもお聞きしたいんですが、ネットで調べてみると3年を上限として、そこに書いてあったのは、立ち上げ、人材育成、あとはそのプロジェクトが自走していくようなところまで持っていくことを考えてほしいようなことが書いてあったんですが、町としてはどういうふうな計画で、どういうふうなタイムスケジュールを立てられておられるかお聞きします。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

総合計画自体は10年間の計画ということですので、最終のところは10年後の笠置町の姿というところになるかとは思いますが、このプロジェクト、重要プロジェクトの自走までというところで行きますと、実施計画の3年というところと、このマネージャー自体の任期の3年というところもございますので、3年の中で計画が必要なのかなと思っております。

ただ、その1年目には具体的に何月、1年目のここまでにこれというところまでのスケジュールというものはなかなか立てておりませんでしたので、3年間というスパンの中で最終的の着地点というところを見つけないかと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そもそも着地地点があるならそこから逆算して、ここまではこれをやっておかなあかん、これをここまでやっておかなあかん、だから今、これせなあかんというふうになっていくと思うんです。多分、皆さん受験とか経験されたら、この日が試験日やと、ほんならこの日までには模試があるからここまでできていやなあかん、これができていやなあかん、この辺、夏休みにはこれができていやなあかん、じゃ、この4月からは何したらええねんというのが決まってくると思うんですね。

その3年間をもし予定されているのであれば、決めていないというのは、今年何するか決めていない、来年何するか決めていない、前倒しになる分は構わないですよ、決めていてね。だけれども、決めていないのに3年後の着地地点はあるというのはおかしな話になりますよね。まして、10年後を見据えてと言われたので、その辺はつくるのは普通やと思うんですが、どうですか。何かそれ、そういう答弁やと、多分町の皆さんもちょっと不安になるんちゃうかなと思うんですけれども。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほど言いましたタウンプロモーションの展開であったりとか、それからプロジェクトマネージャーの担っていただく業務といたしまして、観光誘客であったり、観光事業、イベントの企画、立案というところもごさいます。町、笠置町で年間を通じたイベント等を実施しておりまして、それを中心に事業実施、観光誘客を担っていただくというところではございましたが、新型コロナウイルスの関係もございまして、事業実施自体ができないというところもございまして、今年度についてはなかなか計画が立てられなかったところもございまして。

令和5年度につきましては、これから今の予算編成の中でも事業をどのように入れていくかというところが話として出てきておりますので、5年度の事業、それから6年度をどうしていくというところにつきましては、このスケジュールの中でさせてもらえるのかなと、出させていただけると考えております。

最終的にその10年間の総合計画の施策の中で移住者を増やして、町として、町の10年後のあるべき姿というところで総計も考えさせていただきましたので、人口減少に歯止めが

かかるのかどうかというところもございますけれども、事業を実施した中で関係人口であったり、交流人口であったりというところを増やしていくというふうに考えて事業、イベント等も実施していきたいと思っておりますので、具体的に何月に何というところは、令和5年度で事業実施は計画されていると思っておりますので、その中で成果というものを6年度の中で出していけたらというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

プロジェクトマネージャーの仕事としては、自治体のプロジェクト、自治体の重要プロジェクトの推進に現場責任者という立場で従事すると書いてあります。今回、今、コロナの影響でいろんなイベントが中止になったりとかと今発言されましたが、それ、せっかく今年度からプロジェクトマネージャーを採用してはるんやったら、もしでけへんのやったら、これをプラスに変えるにはどうしたらいいかといったら、やっぱりみんなの意見とか、計画、立案ですよ、その辺はやっておられるとは思いますが。やっておられるとは思いますが、僕が言うまでもなく。それを踏まえて今までの、4月から今までの実働実績、成果、進捗状況を教えてください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西議員に御質問いただきました、現在の地域プロジェクトマネージャーの活動ですけれども、事業、イベントをやっていく中で、四季彩祭の実行委員会というのが今年はまだ設置しておりますので、そこでの事務の担当をさせていただいております。

あとは観光人口創出プロジェクトといいまして、京都府さんとの連携の中で東京渋谷区の関係人口創出プロジェクトというものにも参加させていただいておりますし、お茶の京都のDMOの窓口となってもいただいて、観光事業と一緒に推進というところを担っていただいております。

また、今年はインターンシップの対応業務もその方をお願いしております、今年11月、10月から1名の方、毎週火曜日、役場のほうで業務していただいております、その観光業務に携わっていただいております。

それ以外、あと、観光情報の発信といたしまして、PRであったり、京都府や観光連盟、商工会等へお茶の京都DMOさんと一緒になってというところではございますけれども、外部への発信を担っていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ、説明読んでみると、チームで、チームをつくって動くように書いてあったんですが、その都度チームは変わるんでしょうけれども、どういう体制で動いてはるんですかね。僕、まちで見かけるときはいつも1人なので、チームとしてどういうふうな動きをしているか教えてください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問、お答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、なかなかチームというのが、その実行委員会の組織というものでしかないですので、東京渋谷の連携となったり、DMOとなりましてもやっぱり窓口、そのお一人で動いておられるというのが実状となります。もちろん配属先であります商工観光課の職員は一緒に動いておりますけれども、民間の事業者さんとかにつきましても、このマネージャーの方を通じて声をかけていただいて出店いただいているというふうな形としております。

どこまでのチームという任命が町のほうでは、任命というところまでは行っておりませんが、商工会の会員さんであったりとかの橋渡し、つなげていただいているのはこの方をお願いしているところもございますので、その時々の実業の実施形態によりましてメンバーは変わっていくかもしれませんけれども、大まかなところといたしましては、観光協会であったり、商工会であったり、地元の企業さんとのお付き合いの中でその方をお願いしている、頼ってばかりになっているところも否めないところではございますけれども、事業の実施をいただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ、説明の中には人材育成というのにも含まれているので、僕の捉え方としては、行政の中で今プロジェクトマネージャーをやっておられる人のノウハウやスキルを職員のほうに落とし込んで、その人が退任されたときも引き続き円滑な行政なり、プロジェクトの進行というのをやっていくために人材育成というのが盛り込まれていると思うんですね。それ、単独で動いていると人材育成にはならないと思うんですね。やっぱりついて回って、ついて回ってだけが全てではないですが、やっぱりチームとして企画、立案、どうしたら予算を取れる

のかとかというのも職員と一緒に目の当たりにしながら進めていくのが人材育成につながるのかなと僕は思っています。例えば、予算がついたから取りあえずやってもろてますねんでは意味がないので、3年たった時点で、はい、終わり、え、何やってはった人かなとなってしまふ懸念があります。

今、さっき、答弁もありましたが、観光の発信という言葉がありました。これ、町長、さっきの坂本議員の答弁の中でもホームページの刷新、観光の発信、もうすぐ任期4年のうちの3年が過ぎようとしているわけですね。それも踏まえて、踏まえて町長のプロジェクトに対する位置づけ、意気込みを教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

地域プロジェクトマネージャー、先ほど参事のほうからも説明ございましたけれども、町の観光行政の一翼を担っていただくということで、プロジェクトマネージャー自身の人のつながりといいますか、人脈といいますか、そうしたことやこれまでの経験等々を生かしていただき、町の観光の宣伝でありますとか、企業さんとのお付き合いでございますとか、それから多様な団体さん、自治体との連携でございますから、そういうような業務全般を担っていただいております。

人材の育成につながっていないやないかというお話でございます。確かに職員と相談しながら業務を進めていただいているわけでございますが、商工観光課、今度ちょっと人材というか、人事配置にはちょっと考えさせてもらって、少し強化させてもらおうかなというふうに考えています。その中でノウハウを伝えていただくといいますか、官公庁ですので定期異動でございますから、いつまでも同じ人に携わってもらおうというわけにはいかないわけですが、一定の形でノウハウを伝えていってもらって、継続的な観光行政につなげていってほしいという思いがございます。そのためにも、来年度以降、また地域プロジェクトマネージャーとして、四季彩祭、実行委員会は解散いたしますけれども、四季彩祭の事業の中でまたいろんな活動をしていただいて、そのノウハウを共有していただくというようなことを考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

先ほども実働実績、成果、進捗状況などをお聞きしたのと、今の町長の位置づけ、意気込みを教えてくださいという質問に対しての答弁なんです。もう何か今年あんまりできへん

かったけれども、来年頑張りますわみたいな話に聞こえてしまうのは僕だけなのでしょうかという感じなんです。今年、もう4月から6か月ですか、6か月目に入りました。じゃ、今、この6か月何をやらはったんかなというふうに思ってしまうんです。

例えば、町長が言わはったように、ホームページ刷新、スマートフォンに対応していないと言わはるんやったら、今、じゃ、対応している分で何かできたんちゃうのかなと思うんですよ。じゃ、笠置町のホームページ、何変わりましたといたら、変わりましたか。皆さん、何か実感ありますか、何か変わった実感。これやりました、何かこれ増えたな、ここほんま写真増えたよなとかというのはないように思うんですね。

何かいつも次は、次はみたいな感じで、一向に今が全然改善されていないように思うんですね。次を改善しようと思ったら、やっぱり今から改善せなあかんと思うんですよ、できることから。まして、今年度の予算はもう最初の当初予算で上げられているわけですから、なかなか追加とかの補正というのは難しいわけですよ。なら、じゃ、今できる予算で、今できることで、今持っている笠置のコンテンツなり、もので何かプラスアルファしてできていかへんかなというのを考えるのが本来の筋やと思うんです。いや、来年ホームページ刷新するからそれまで触りません、全然動いていませんねみたいな話ではおかしいと思うんですよ、町長。その辺もうちょっと詳しく教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

昨年度やったと思います、ホームページの記述、記載上の問題、それから写真の更新等について、具体的にこのページのこういう写真、こういう説明直してくださいということで実際報告受けております。かなりのところの写真を入れ替えたり、説明文入れ替えております。また、今、手元に資料ございませんけれども、こういうところのこういうふうには直したというようなことは報告来ておりますので、私も確認しておりますし、ホームページ何も直していない、触っていないということはございません。

それから、できるだけ住民の皆さんに情報の発信をなさいということで、いろんなことが起きるたびに、できるだけホームページ上で情報を出すようにという指示しています。かなり情報の発信増えてまいりました。これで十分かというふうに聞かれるとまだまだ不十分な点もあろうかと思いますが、できるだけ情報の発信は今後も続けていきたいというふうに考えております。

来年度以降、今年、じゃ、何をしてきはったんかというお話になりますが、いろんな観光

関係の団体との協議等々ございます。橋渡しもしていただいております。ちょっと先ほど質問、ほかの方の質問でございましたけれども、楠木正成のNHKの大河ドラマ化の話の事務局としての対応等々もしていただいております。どのような形で実を結ぶか、それもちょっと分からへん話ですけども、町としては、できるだけいろんな情報の発信の一環として活動続けていっていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

プロジェクトマネージャーは今年度からの制度やと思うんですが、町長、昨年度とホームページで、ここはこういうところは変わったとか言わはった、もうちょっとどこからどこまでが去年、昨年度で、どこからどこまでが今年度なのかも分からないですし、楠木正成のドラマ化の話がこのプロジェクトマネージャーがいたから入ってきたのか、いていなくても入ってきたのか分からないので、プロジェクトマネージャーの実績や成果、進捗状況とは僕の中ではうまくリンクしないんですよ。何かごちゃ混ぜに説明されてもちょっと分からないんですよ。もうちょっと分かりやすく説明してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

ホームページの文章とか写真の更新につきましては、一昨年でしたか、恐らく一昨年やと思うんですが、議会でも御指摘ございました。その中で、いろんなホームページ、私も確認して、写真が非常に古いですとか、古いカメラで写真撮っておられて画像が非常に悪いでありますとか、文章の内容の更新でありますとか、一応リストを作って直すように指示をしたところですよ。一昨年も一部分直していただいたし、これはホームページに直っていますかという御質問やったので、公式ホームページについては少しずつですけども更新を続けております。

プロジェクトマネージャーの仕事として、ホームページの写真を更新するということではなくて、プロジェクトマネージャーとしては、いろんな形でのスケジュールでありますとか、行事、行催事のプロデュースというのが基本的な仕事になってまいります。

御質問ありました、楠木正成のお話はもう以前からございます。現在、プロジェクトマネージャーにその業務を担当していただいているということで、連絡調整を含めて毎月打合せもしているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

次の質問行きたいんですが、観光の発信、観光の発信と今日の議会の中でもかなり聞かれた文言やと思うんですが、ホームページの写真の更新などがプロジェクトマネージャーの業務には入っていないということなので、それはいいんですが、でも発信と言わはるわけですよ。観光とか笠置町の発信と言わはるわけですよ。それは大きく言えばこのプロジェクトマネージャーの担う重要プロジェクトには入っていると思うんですよ。ね、入っていますよね。でも、ホームページは一切ノータッチ。今ある、笠置の幾つかあるうちの1個の発信のツールとしてあるホームページがノータッチ。

さっき6か月言いましたが、9か月の間違いでしたが、この9か月、イベントもない、何個かなくなっていますよね。ただ、じゃ、毎年のやっているイベントのある年よりもイベントがない分楽やとは言わないですよ、楽やとは言わないですけども、じゃ、ほかに考えることいっぱいあったんちゃうのかと最初のほうでも言いましたし、じゃ、何でできていないのというのが普通、町民感覚としてはそうなると思います。何でかな、何でやろと思うんですよ。何でここできていないのに、ここ一番町民なり、町外の人が目につくところやのに、何でそこに手を加えていないんやろうと。ちょっとはよくなっているけれども、それで勘弁してよみたいな話にしか聞こえないですよ、町長。ですよ。ならないですか、頑張っていますと言えますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

確かに、花火大会中止になりました。それから食のイベントと言っていましたけれども、これはちょっと時間的な問題で残念ながらできませんでした。じゃ、ほかのこと、代わりに何かやってへんかったんかといいますと、まだ小さいイベントのような催しのものは考えてやっていただいていたわけですし、決して仕事で手抜いておられたということはないかというふうに、私、判断しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長が答弁すると、なぜか質問が増えるのが不思議なんです、花火大会は中止になりましたと言われましたが、そもそも当初の予算に上がっていません、ね。今の時点で中止になりましたと。おお、そもそもやるつもりやったんや、コロナでなくなったんかと思わされるような答弁ですよ。だからそういうのはやめてくださいと以前にも注意しているはずですよ。

食のイベントも時間がなかった。それは時間がないですよ、上がってきたの9月ですよ。9月に上げる言うて、説明のときに、みんな間に合うのかと。ずっとやっている鍋のイベントでも半年以上前から会議を始めているわけやのに、9月の議会に議案を上げて、補正組んで、12月にやります。内容から見ても間に合うのかという意見が大分出ましたよね。で、やります、やります言うて、ぎりぎりになって無理でしたみたいな話ですよ。

だからそもそもの話ですよ、そうなる。スケジュールをちゃんと組み立てられているんかという話ですよ。さっき、参事からもありましたけれども、3年間の落としどころはあるけれども、今年、来年、まだ決まっていませんみたいな話じゃおかしいわけですよ。指示出しましたと言われたの、どこまで指示出してはるんですか。多分答えられへん、答えられんと、答えても僕らが納得するような答えもらえないと思うので、もう次の質問行きますけれども、じゃ、採用に当たって、いつ募集されたのか。また、募集に当たっての要綱、要件ありましたか。プロジェクトマネージャーの選考方法まで教えてください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西議員の御質問、お答えさせていただきます。

地域プロジェクトマネージャーの採用に当たってですけども、もちろん設置要綱というのは整理して整備しております。要件といたしましては、地域活性化企業人や地域おこし協力隊のOBさん、OGさんというところで、身分といたしましては会計年度任用職員として町のほうで任用するというふうなことであります。

募集の時期ですけども、これ、ぎりぎりになってしまいましたが、3月にOBの方にお声をかけさせていただいております。選考といたしましては、町長が直接面接をしたというところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これね、公募をせなあかんように書いてあったはずなんです。いいですか、「地方自治体は、実施する重要プロジェクトの目的、数値目標、推進体制及び予算等を明確にし、その推進に必要なマネジメント人材の要件定義を行って、広報・募集等を行い、公平性及び透明性を担保したうえで当該プロジェクトの現場責任者となる者を決定し」とあるんですよ、ね。「公平性及び透明性を担保したうえで広報・募集等を行い」です、ね。公募はいつされましたか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

先ほど、読み上げていただきましたプロジェクトマネージャーの総務省の出しております要綱の中にはそういう記載になっております。

町といたしまして、町の企業人であったり、協力隊のOB・OGの方が今後会計年度任用職員として任用する必要がありましたので、町のほうでのOBの方に、ホームページ上でこのという公募ではございませんでしたが、対象と、うちのほうに来ていただいております企業人の方に対しましてこういう事業がありますということで、お二人に声をかけさせていただきました。そのうちのお一人に応諾いただきまして、面接という流れでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

地域企業人とか、協力隊の方のOB・OGを採用しなさいとはなっていません。採用しても構いませんとは書いていたと思います。そのときは都市部からの住所を移すというのは免除されるやったと思うんです。基本的には公募ですよ。公募してプロジェクトマネージャーを募集しなさいというふうに僕は読み取りましたし、多分そういうことやと思うんですね。なのに、直接OB・OGの人に声をおかけした。これは公募にはならないですよ。総務省が言う公平性、透明性を担保してということにはならないですよ。その時点でこの総務省が出している指針からは外れていますよね。外れていますよね、ここはイエスかノーか聞いたほうがいいんでしょうね。答えてください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今おっしゃっていただきました、公募するということで、ホームページ上に上げていなかったりということではできていなかったということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

すみません、質問の仕方が間違っていました。

直接声をかけるのが公募となるのかどうかお答えください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

私の認識といたしますか、当時、応募といたしますか、その募集をした段階でOB・OGというところでもございましたので、うちのほうでのOB・OGさんをまず考えたわけです。ブリッジ人材といたしましては、経験というところでもございますので、OB・OGさんにまずさせていただきます。

公募と、広く言われる公募には該当しないかと思いますが、今、そこらの認識が誤っていたということでございましたら申し訳ありませんでした。町の、うちの、私といたしましては、そのOBさんの方、一本釣りをしたわけではございませんが、お声をかけさせていただいて、会計年度任用職員ということでございますので、求職なり、退職なりの状況が可能な方ということに限定もされておりましたので、まず、現在、現在といたしますか令和3年度にいらっしゃる方、OBになる方に声をかけたということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

行政側がそれでは、当然駄目ですよ。

例えば、ほかのことも、公募しました。誰が知ってんねんと僕らが言ったとしても、いや、ホームページで出しました、広報しました。誰が見てんねんと言っても、いや、広報しましたというのが、荒っぽい言い方ですけども、今までの行政でしたよね。さらに、今回はホームページも載せていない、広報もしていない。個人的に、個人的というところですね、OB・OGに声をかけましたではやっぱり、ここに言う「公平性及び透明性を担保したうえで選びなさい」というのに反していると思います。これ、おかしいです。

ほかの自治体のプロジェクトマネージャーの募集についてとかも調べるといっばい出てきました。日本全国一覽で出てくるやつもありますし、ちょっとほかのところを見ると、やはり重要プロジェクトをまず書いて、それに関わる要綱、要件、どういう人材が欲しいというのを出してあります。それこそ文言の定義から始まって、この言葉はこういうことですよというところから始まって、だからこういうプロジェクトでこういう人材が欲しいというのをやってはるんですね。いっばい例はあります。それが笠置できていないですよ。よそから条例の、例えば条例の案を持ってきて、もう笠置に合うように変えたとか、よくあるやり方やねん。これに関してはできていない、あんまりできていない、全然できていないということですよ。

これ、総務省の特別交付金を充当しようと思っはるんですが、これでは特別交付金下り

ないと思うんですがどうですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西議員御質問、お答えさせていただきます。

特別交付税につきましては、まだ算定段階でございまして、下りるか下りないか、金額はどれぐらいつくかというところはまだ分かっておりません。ただ、うちのほうとしてはプロジェクトマネージャーとして設置していますという報告は京都府さんのほうにはさせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

今の時点では分からない。これは3月末か決算のときに分かるということなんですね。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問ですけれども、特別交付税の算定に、この金額分が企業人さんの分です、プロジェクトマネージャーの分ですというふうな金額の提示はないんです。特別交付税として全体の枠、算定の基礎は出しますけれども、全体の枠としてそれがあると。この分、この金額はこれですというものが提示されてくるものではないので、内訳としてこれでしたという、示せるものはないのかと思います。

ただ、算定につきましては、うちの基礎となる数値、特別交付税の算定の基礎となる数値としていろんな項目がありますので、そちらについては順次報告をしているというところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうなんですか。じゃ、下りてきた、じゃ、特別交付税の使い道として何を、この部分、例えば、1,000万のうち、申請したけれども500万しか下りてきませんでしたというのは分からないわけですか。全体で、例えば1億申請したけれども、5,000万しか下りてきませんでしたみたいなことしか分からないんですか。ここに、例えばプロジェクトマネージャー、これね、プロジェクトマネージャーの上限は650万やったと思うんですが、例えば笠置町が500万申請しました。で、300万しか下りてきませんでしたというのは明確には分からないということですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

少し説明足らなくて申し訳ありません。

総額として、例えば1億円あります。そのうちプロジェクトマネージャー、企業人、それから協力隊、いろんなものでこの人数のその単価というのはおっしゃったように入りますけれども、ほかの項目も含めましての総額になってくるので、ですので、上限今650万のうち、例えば500万しか使っていない、500万充当したらその部分は入っていますけれども、入っていると思われませんが、明細として細かく出てくるものではないということです。例えば、結局プロジェクトマネージャーで500万、企業人で500万、協力隊で500万という明細があって、総額が1億になるというものが示されるものではないので、内訳としてはもちろん入っていますけれども、おっしゃったように単価もありますので、入っていますけれども、これだけ確実に、確実にとは言わない、すみません、私、説明、ちょっと説明足らなくて申し訳ないです。650万、500万と金額が提示されるものではないですけれども、内訳としてはうちの申請が入っています。ただ、ほかの業務として決められた定額ではなく、定額で入ってくるものとそうでないものもあるので、個々のものについて、では、ほかの事業でこの分が3,000万入っていますよとかというのが分かる、何か示せるものは出てこないということになります。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

すみません、ちょっとまだ分からないので。

じゃ、例えばですよ、例えば、じゃ、プロジェクトマネージャーで500万なりを申請しましたと。申請しましたと、申請していることになるんですかね、今は。申請するんですかね、今後、ちょっとそれは分からないですけれども、じゃ、最終的に特別交付税でプロジェクトマネージャー分は、なしですよというのは分からないということですか。そこはもう認められません、今回は認められませんというのが分からないということですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

数値として、例えば企業人さん1名ですという数値の報告とかはしていきます。プロジェクトマネージャーについても1名という数字が報告するわけですけれども、財政側のほうの自治振興課のほうへの数値の報告であったりとか、それから今回のプロジェクトマネージャ

一とか企業人さんとかは、京都府の地域政策室、地域政策課ですかね、のほうに報告したりの数値がまた京都府のほうでも調整されたりしますので、おっしゃったようにその基礎数値を報告して、それが算定の積上げになっていくというのがあります。ただ、その明細が笠置町に届くわけではないので、基礎数値に沿った数値が交付税として、特別交付税として交付はされますけれども、内訳として、こちらでこの分が入っているねんなどということになります。一覧表で頂けるわけではないということです。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうすると、特別交付税に限らず、予算の理由づけ、予算書に何ぼと書いてあるのは、こちら側の都合で書けるわけですね、簡単に言えば。例えば、当初予算やったら、自治体でこれだけ入りました、交付税がこれだけありましたという総額から、じゃ、人件費にこれだけ充てましょう、これだけ充てましょうみたいなふうに書いていくだけのものなんですかね、どこでも。

だから、僕が見る限り、これはいろんな面で国の指針から外れているので、募集の仕方からしてもそうですし、じゃ、今回、このプロジェクトマネージャーの特別交付金、交付税出ませんよというのは分からないということですか。出たかどうかさえも。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

基礎数値としてうちのほうで報告していない分については出ないことになります。協力隊さんとか、企業人さんとかもそれぞれの数値の報告がありますので、そういう積み重ねになって、数値を上げたけれども出ませんよということではなく、数値を上げたものについて交付税の算定されるということになります。

すみません、数値自体、今、12月に特別交付税の今までの分の一旦あります。続いて、3月にまた算定されて、最終の特別交付税の額、普通交付税もそうですけれども、額が算定されてきます。数値の報告というものを最終した段階で、最終の数値に合わせてトータルの年間の交付税が出ています。当初予算とかに交付税の中で普通交付税、特別交付税というふうに上げておられますのは、昨年度の数値の何割掛けというふうなもので当初予算には上げています。

交付税は、ほかの補助金につきましては財源充当ができていきますけれども、交付税につきましてはどこに充当するということではありませんので、内訳が提示されない、この分

の交付税についてはこちらに充てるというふうな作業にはならないというものでございます。

確かに、数値として京都府の所管課、プロジェクトマネージャーとか、それから企業人、協力隊とかの所管のほうに数値は報告しておりますけれども、算定の数値としては報告はできておりません。以上です。

すみません、先ほど、京都府のほうには数値報告していると言いましたけれども、京都府の地域政策室のほうには数値の報告はできております。ただ、交付税の算定するところにはまだ数値の報告はできておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

すみません、何回聞いてもよく分かりません。こんなに時間あんまり割きたくなかったんですけれども、どうしようかな。さっき言うたみたいに、募集のところでもちゃんと総務省の指針には沿っていないし、この重要プロジェクト、プロジェクトマネージャーがやっている重要プロジェクトはたしかウェブ上とか、ウェブとか広報紙で広報しなさい。その内容はプロジェクトマネージャーの名前と、その任されているプロジェクトを住民に分かるように広報しなさいとなっているんですね。それ、していないですよ、さらに。9か月たった時点でやっていないのはなぜですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西議員の御質問、お答えさせていただきます。

事業に関わっていただいている、関わっていただいている事業内容等につきましては、速やかにホームページに上げるようにさせていただきます。こちらは京都府のほうからも先日その旨連絡いただきましたので、ちょっとまだ遅れておりましたが、早急に上げさせていただきますと準備をしております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

まあ、町長の意気込みとかの割には9か月たった時点でできていないことが多いなという感想です。

次の、これ、最終的には、できていなかったことをミスとするならばというのものもあるんですが、例えばほかのことで職員がミスしたら、ミスしてどうしようとなったときに、じゃ、そのミスを挽回するためにはどうするんやとかそういうふうな議論をしたいんです。じゃ、

このミス契機に、じゃ、みんなでそのミスの原因を共有して、次、ミスせんことというふうに共有して、じゃ、そのミスを挽回するためにそれ以上の結果を出すためにはどうしたらええんやろとみんなで考えたらどうやというふうには僕らも言いたいですけれどもね。

今回、この件に関しては、総務省のそもそも指針があるわけですね。指針、誰が見たって分かりやすい指針があるわけですよ。それにできていない、まず公募の時点でできていない。現状のプロジェクトと責任者の発表もできていない。そうですね、もう一つ、進捗状況も公表しなさいとなっていますよね、進捗状況。それを評価される、評価してやっていきなさいというふうになっていたと思います。それもできていない。これで果たして特別交付金の対象になるかどうかは疑問ですし、その結果は、今後は明らかになっていくんでしょうけれども、これは、じゃ、次どうするの、このミス挽回するにはどうするのという意見にはならないですね。結局これは誰か責任、誰の責任やというふうになっていくと思います。これはまた次になるんでしょうけれども、頑張ってください。

次の質問に行きます。

参与職についてですが、今回の補正で参与の分は減額されているんですね。ただ、町長が当初参与を置くことにはいろんな説明をされたんですが、なぜ今、空席になっているんでしょうか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

現在、副町長、参与については空席のままになっています。現状、調整、全般に関して私と参事で相談しながら進めているところです。執行体制に今のところ不都合生じていない状況なので、しばらくこのままで進めたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、今、参事と町長でやっていて不都合はないと言われましたが、参与を採用するとき外部の目が要る、財政、観光に明るい人が必要や、外部の目が必要やと言われておったんですが、結局必要なかったということなんですかね、町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 前参与のお話になりますけれども、1年間、財政中心に行政全般いろんなアドバイスをいただいて、辞めるとおっしゃったときにもいろいろお話をさせていただきました。

このままの現在の、1年間見てきて、元参与がおっしゃるには、課長連中、1年でかなりしっかりしてくれたと。町長、職員としっかり相談しながらやっていけるんちゃうかというお話でした。実際、そのどのようにやっていけるのか私もそんなに自信があったわけではないんですけども、それから今まで約半年間ですか、今のところ特に特段の不都合は感じていないという状況でございます。

じゃ、これからどうすんねんというお話になりますが、来年の春以降のことについてはまた考えたいと思っていますけれども、今のところこのままの体制で進めていこうかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、これ、京都府のほうにも人の派遣を要請してはったのではないんでしょうか。お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

派遣要請という具体的な要請まではしておりません。退任されましたということで御報告をいたしました。それから、ちょっとこれからどうしようか考えなあかんですがというお話をしました。タイミングの問題もございましたので、どうしてもということやったらまた御相談に来てくださいということやったので、その後、具体的に派遣要請という形での要請はさせていただいていないという形でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

退任された参与が、この1年間で、任期の1年間で人材育成もされて、参与がいなくなったとしてもやっていけるといふところまで来ているということで理解しました。

今後の体制もこれでいけると、町長はそういうふうにおっしゃられているので、これを町長の方針ということでもいいんですかね。この後質問あるんですけども、まだ方針、別に考えてはるんやったら答えていただけますか。それともこれがもう方針でいいですか。もう方針でいいですか。はい、分かりました。

そうしたら、次の質問に行きます。

この前、ごみ出しの日に、ごみ出し僕の担当なんですけど、僕の場合は、皆さんも御存知のとおり国道沿いに家がありまして、集会所のほうのごみのボックスにごみを入れに行かなあ

かんですが、距離からすると歩いて行くのもと思うので、いつも朝車、軽トラにごみ載せて入れに行くんですけども、そのときふっと思ったんですね。今回、この高齢者に伴う問題について、ごみ収集の方法や工夫やサポートというのは、よくよく考えてみると高齢者に伴う問題だけではなくて、体の不自由な人やそうですね、もう僕も歩くと膝が痛くなるのであんまり歩けないんですが、これ、もうちょっと年行くと車の運転もできやんなるとどうやっのごみ出すんやろと思うたんですね。だからごみ出しサポートとかも多分町でやってはると思う、やります、ないでしたっけ。すみません、ここちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

ごみ出しのサポートということでございます。今、要介護認定者以外の人が利用できるサービス以外に2つございます。

まず、ほのぼのサービスと、それから訪問型サービスA事業というものがございます。

ほのぼのサービスおたがいさま事業につきましては、笠置町社会福祉協議会と老人クラブが中心となって行っている65歳以上の独り暮らし高齢者世帯を対象にした笠置町の住民同士の助け合いサービスで、その中の日常生活のお手伝いということの中の一つにごみ出しというものがございます。

また、笠置町訪問型サービスA事業については、介護予防・日常生活支援総合事業として実施しておりまして、笠置町の社会福祉協議会に委託をしております。対象者に対しまして、自立した日常生活を営むための支援を行い、もって要介護状態になることを予防する目的としておりまして、その中の一つのサービスの中に安否確認を兼ねたごみ出しというものがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

安否確認を兼ねたごみ出し、ものすごくいいと思います。僕もそれを考えていたので、うまいことやったらそういうのもできへんかなと。

笠置町の場合は、場所によってそのごみの籠までに入れに行く、もしくは、場所によったら家の前を出しておいたら、朝、拾っていつてくれると、地域によってごみの出し方はいろいろあるんですが、僕の家は国道沿いには数軒あるので、せめて歩道があればなんか思ったりもするんですが、それは多分大分先の話になるんでしょうけれども。

僕いろいろ考えてみたんですが、これはもう提案になります。安否確認もいいと思います。

今、笠置町がやっている買物支援とかも、確かに実物を見に行き、そこまで店舗まで行って実物を見てというのもある意味ストレス解消になったりするのかなと思うんですが、ふだんの日用品とかでも買いに行かんとあかん。誰かに買物頼むということになっていると思うんですね。それは今やったらこれだけ物流、ネット通販とかがはやっているので、それを代行する人がいればいいのかなと。例えば、それこそごみ出しサポート行ったときに安否確認して、ここ二、三日で要る物ないですか、ごみ出しが大きく言えば火曜日、金曜日、土曜日になるので、週のうち半分近くが訪問の機会になるのかなと思うので、そうやると、ここ要る物ないですかと聞くと、その場でタブレット1つあったら、どれが欲しいですかと言うて選んでもらえるわけですよ。前に聞いたんが、例えばスポーツドリンク欲しいと言うて、言うてはったやつが違うから、違うスポーツドリンク買って行ったら怒られたというふうな話も聞いたんで、それやと目の前出して、これ、どれか選べますか言うて選んでもらって、代わりに選んでというのはできると思うんですね。例えばそういう団体、今やっている社協さんとかほかの団体さんに委託をやっているんやったら、プラスアルファでその事業内容を少し増やして、負担のないようにやっていくというのもいいのかなと。もっと広げて、そうですね、笠置スタイルとか、笠置モデルみたいなのをつくって充実させていくのが一番いいのかなと。

これから笠置町は子供は少ないので、高齢者になるので、ただ、それを担う人も少なくなってくるわけですよ。だからやっぱりそこから、最初はサポート。例えば買物サポートもその通販でサポートしてもいいと思いますし、ただそれを自分でできるようになるのが一番いいのかなと。どこかでまたその見守りみたいな安否確認というのをまたどこかで入れていかなあかんのかも分からないですけども、その、終了となったので、これはもう提案、お願いします。もう少し幅広くみんなの意見を聞いて、いい形をつくっていけたらと思うので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時15分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（大倉 博君） 1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

まず、1 つ目の問題として、移住促進、借家、住宅、空き家対策について質問をさせていただきます。

以前から質問させていただいてはいますが、借り上げ住宅、公営住宅も含めて、その整備について具体的に進める考えはありませんでしょうか。今、そうした政策については、どのような状況にあるか説明を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼しました。ちょっと打ち合わせが不十分でした。

ただいまの向出議員の御質問でございます。現在、具体的な計画はございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

たびたびこの問題を取り上げさせていただいてはいますが、最初の頃といいますか、言った頃にはなかなか難しいということと言われていたと。答弁としてはその後変化をして、ちょっと学習して学んで検討して考えていきたいというところまで進んでいったんです。なので、これ本当に具体的に進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

今、全く検討されていないのか。例えば、こういう課題があるとか、整理されていないのかとか、今の状況での進捗状況や議論の到達というのがあると思うんです。それも全くなくて、考えていない。考えを聞いたのでそういう答弁だと思うんですが、そのあたりの状況とかこれまでの進めてきた内容であるとかというところも含めて答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、借り上げ住宅についてですが、これについては、空き家の対策とともにどういったことができるのかというような検討をいたしましたけれども、現在、借上げ住宅を具体的に進めていくという話にはなっておりません。

住宅建設でございます。これは、具体的に言いますと、有市住宅を一部取り壊して新築するなり何らかの方法で高齢者向けでありますとか、若い人向けの住宅は建てていかなあかんやろねという話にはなっておりますが、まず除去の話から始めないといけません、まだそこまでの話ができおりませんので、今具体的にいついつまでにこういうふうなことをするというようなお返事はできない状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

直近のところで見ますと、例えば空き家バンク登録のものを見ますと、ちょっとだけ件数が増えていたわけです。そういう取組をちょっと努力されているなどというのを見たんですけども、当然、どんどん人口減少が起きますけれども、一方で、年何人かはとか、最大十数人は移住希望される方もいると。今後、情報発信もされていくと、もっと移住希望者とかを募っていくと思うんですけども、当然、入る家がなければどうしようもないと思うんです。

借上げ住宅、例えば、検討した結果、今進める考えはないんですが、そうじゃなくて、借上げ住宅にはこんな課題があって、これではできないという判断ならもうできないと今の段階で思われているのか、それじゃなくて、さらにいろいろな課題の追及をして、何とか達成できる方向で検討も進めていって、いつできるかというのは明言できなくてもやっていくというのと差があると思うんですよ。検討した結果、これはもうとても笠置町に合わないとかね、不可能だったと、制度的にいろいろな課題があり過ぎて無理だとかという判断をされたのか。

今の話ですとそこら辺が分からないので、今のその課題の整理であるとか、問題の進捗状況というところも含めてちょっと示していただければ、今どういう状況にあるのかとか、その課題について、議員としてどういうふうに関与して今後取り組んでいったらいいだろうかとということも見えてきますので、再度、答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

借り上げ住宅に関しましては、空き家対策で空き家調査をやっていた中で、空き家であるんですが、空き家対策の行政としての登録ができないというような条件の住宅が結構出てきます。例えば、底地の所有者が所有権放棄されておったでありますとか、そういうのというのは、基本的に空き家対策で対処できない物件になります。

そのような住宅に関しましてどうしようかという話をしておるんですが、これは一般の宅建事業者さん等々をお願いして利用の促進を図ってもらえないかというお話をしています。実際にそのような形で業者さんのほうで契約締結されて貸しておられるという物件はございます。

今後ですけれども、そういう物件がどの程度あるのかというようなことも一覧表にした上で、住宅の所有者さんとのお話し合い、つないでいくというお話は可能かもしれませんけれども、今のところ具体的にこういうふうにして進めていきたいと思いますという話までは至って

ません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

当然、相手方もあることでありまして、帰省することもあるって使いたいという場合もあったりとか、いろいろな条件があると思うんですが、その中で、例えば買取りといいますか、本当の借り上げ住宅という形でできる物件は、ここら辺はできるんじゃないとか、それをして、もう例えば向こう10年とかの税収と見合わないとかいろいろな検討をする項目とか課題はあると思うんですが、そういうところをやはりきちっと意識的に進めていただいて整理されて、こういう課題が今はあると。この課題に向けては例えば京都府に働きかけたりとか、京都府のこういう事業で解決できないとか、考えているということまでやはりぐっと前に進めていただきたいなということで質問させていただいています。

今のところ、まだ具体的ではないということですが、そういう意識を持っていただいて、本当に進めていただきたいと。なかなかこの問題もかなり取り組んでいます、前に進んでいないということなので、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

これについても一応今後の方針としてどうなのか、答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。とりあえず、今、御質問に出ています、とりあえず空き家バンク制度に登録可能な物件については、ほぼほぼ当たり尽くした状態でございます。まだ数件お話しているところもあるようではございますけれども、基本的には、空き家バンク制度に乗せられる住宅については、大体の話し合いは終わっている状態でございます。

あとそれと、空き家バンク制度に乗せられない物件というふうなお話をしましたけれども、空き家バンク制度に乗せられない物件というのは、非常に条件的に厳しい。例えば、先ほども言いましたように、底地の所有権放棄みたいなものがありますと、底地ごと土地を買うわけにもまいりませんし、そうしたことがどのような形で利用できるのかということになると、手っ取り早いのは民間でそうした物件を住宅の所有者の協力を得て貸せるようにしていくというようなことしかないわけございまして、具体的に対策を進める以前の問題として、そうした物件がどの程度あって、どのような対応ができるのか、これは個別の話になってくると思いますけれども、そうしたものについては、今後も引き続いて情報の収集ということを進めていきたいと思っております。

具体的に、今すぐ借り上げ住宅しますとか、住宅を建設するという話にはならないんですが、住宅の一部除去の話、先ほど出ていましたけれども、建て替えというようなことも一応計画の中には入っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほども言いましたように、要するに、いろいろな分類をされたらいいと思うんですよ。空き家バンク登録できそうな物件、借り上げという形の方がいいんじゃないかという物件、今言ったように民間の不動産屋さんに任せたいほうがいいであろうという物件であるとか、そういうふうに分類されて課題も整理されて進めていっていただきたいと思います。

それで、移住者向けホームページの話なんですが、空き家バンク登録のところもそうなんですが、ちょっと見落とししている部分もあるかもしれないんですけども、PDFという形で1個1個クリックするのが結構手間だったりするんです。なかなか大変だなという感じがありまして、もう少し見やすい形とか、利便性を考えた形で見直しをしたりとかできないんだろうかと。もっとワンパッケージで移住者向けの分かりやすい案内であるとか、手続とかも含めて、そんな案内をしているもっと工夫が要るんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについてはどうでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、向出議員おっしゃっていただいたように、空き家バンクのページをクリックしますとPDFが出てきて、それをもう一回クリックしないと画像が確認できないというような状態になっております。また、移住・定住に関連する施策というのが空き家バンク、また子育て支援と担当課各ばらばらの配置というような形になっておりますので、移住者の方がどんな情報を求めているのかというところを検討した中で、それに特化したページを作っていくということも考えていけないのかなと思っております。

最初に言っていただきましたPDFをクリックしないと画像が見られないというようなところにつきましては、改善できるかどうかと考えておりますので、そういったところから改善していければと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

移住・定住者の問題だけではないと思うんです。実際住んでいる方がどういう手続をすればどういう補助金といいますか、給付が受けられるのかとかも結構大変な場合があつて、例えば子育て世代だったらこういうものがありますよとか、そういうものがあれば非常に分かりやすいと思うんですよ。そういうことも含めて、やはりワンパッケージでパッとその特化したものでホームページを改善いただけたらと本当に思っています。

それで、危険家屋の撤去なんですけど、今のところどういう対策なり、検討なりされていますでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

危険家屋の撤去に関しての施策ですけれども、今のところ町で制定しているというものはございません。平成27年に空き家対策特別措置法というものが法律で制定されまして、適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に及ぼしている状況を改善するための対応について定められたものでございます。

よその自治体をちょっと調べておきますと、条例を整備して、空き家の解体にかかる費用を助成されている自治体やまた代執行を可能としている自治体もあるようですが、当町ではそこまでには至っておりません。

ただ、御相談とかということもございまして、これからの税金の問題とか、どこが担当するかとかということも含めて全庁的な対応が必要なのかなというふうにも考えておりますので、検討が必要な事項だと認識しておりますので、時期等はお示しはまだできませんけれども、検討していきたい内容だとは考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今、答弁いただいたように、助成するということが、家屋の撤去費用をとということが多いというふうになっているということで、調べれば出てきますけれども、特にいろいろな交付金等、社会資本整備総合交付金とか地域住宅交付金とか、生活対策臨時交付金とかそういったものをこういう対策には財源として使うということが多いということで、全くそういうお金がないというわけではないので、そちらの方向で何とか対応していくべきなんじゃないかなというふうに思っています。

それで、罰則を与えるやり方もあつたりするんですね。危険家屋を放置した場合、例え

ば固定資産税をちょっと高くするとかというやり方もあるんですが、罰則というよりは支援型のほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですけども、様々な対策をどれが効果的なのか検討されて進めていっていただきたいと思います。

2番目に、子育て支援等についての問題です。

この間、保育料の無償化については、たびたび求めておりました、最初は費用がわずかでも難しいというところから、費用がちょっと少ないのでどうだろうかというところまできているのかなというふうに認識しているんですが、様々子育て世代に向けて、例えば家賃補助をすとか今までやっているの、やはりこの際そういうことも進めて、先ほど言ったように、子育てをワンパッケージで押し出して売りにしていくという方向で1つの移住・定住政策も含めてつなげていくという考えはないでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

保育料の無償化についてということで、今年の6月も、昨年も答弁させていただいています。一定部分についての無償化それから保育料の軽減等々、これは国の制度等々によりまして実施しているところですが、完全無料化ということは今のところ考えておりません。引き続いて、子育て支援策としてどのようなことができるのかということを含めて全体的に考えながら判断したいというふうに考えております。検討課題の1つですけれども、現在のところ実施するというところまで意向が決まっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

費用面で非常に少なく済むというのはメリットだと思うんですよ。やはりそれはほとんどかからないということなので、ぜひ検討いただきたいと思います。この問題についてはたびたび上げていますので、ぜひ検討いただいて、実施という方向でお願いしたいと思います。

次に、生活の支援問題なんです、先ほど西議員からもごみ出し等の話がありましたので、多少角度を変えてと思うんですが、ごみ出しだけじゃなくて庭の手入れとか高齢化していくとなかなか個人では大変な問題というのは日常いろいろあると思うんです。

そういった中で、生活支援していくという中で、それをどんどん充実していく、進めていくという考えはないでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの西議員のときの質問に対しても回答させていただきましたので、一部重複することもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

先ほど2つのサービス、要介護認定者以外の方が利用できるというサービスということではのぼのサービス、訪問型サービスA事業ということを説明をさせていただきました。

のぼのサービスにつきましては、先ほどのごみ出し以外でもお掃除や家の周辺の草引きや買い物、通院の付き添い等、いろいろな事業をしていただいています。

また、訪問型サービスA事業についても、対象の方が要支援認定を受けた方であったり、基本チェックリスト等により事業対象と判断された方に対して、笠置町の高齢者日常生活支援員研修を受けて一定の技術や知識を習得された方が家庭を訪問して、先ほどの安否を兼ねたごみ出しであったりとか、調理、洗濯、掃除、日用品・食材の買い物等の生活援助ということを今していただいているという状況でございます。

今のところはこのようなサービスで賄えているのではないのかなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

そのサービスはあるんですが、条件もあって65歳の一人暮らしとか、先ほど言ったように要支援の方ということなんですが、それ以外にもなかなか実情難しいという条件がある場合には、なかなか対象にならないという方もあるかもしれないので、そのあたりの問題意識と言いますか、ことも持っていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと1つの事例があったのは、特に蜂の巣の駆除といった場合に、なかなか個人でやってくださいということで道具を貸してくれるというのはあるんですが、例えばシルバー人材センターに電話をして1回対応いただいたことはあるんですが、なかなかこういうところ、事件や問題が起きたときには結構大変なんですが、なかなか対応いただけていないものもあるなということでありました。

それで、シルバー人材センターのことも含めてなんですが、当然、蜂の駆除というのは、誰でもできるというもんじゃないので、一定ちょっと注意は要るんですが、こういう対応も含めて、今ないサービスでも生活上なかなか個人でやるのが困難なものとか洗い出しをされて、どうしていくのかと。それから、シルバー人材センターについても、高齢者の雇用の面であったりとか収入面の支えになりながら社会的な活動ができるといいますか、働きに出て体を動かすこともできると。意味がありますので、そこも含めてなんですが、さらに充実の

考えはないのか。さらに、広報といいますか、お知らせも要ると思うんです。例えば、こういう場合はシルバー人材センターに電話してください。こういう場合にはこういうところを頼ってくださいというのもないと、なかなかシルバー人材センターも頭になれば、どうしようかと困ったときに連絡をするという意識がなければなかなかつながらない。せっかく実際は対応できたかもしれないけれども、つながらないといったこともあるのではないかとこのうふうに思います。

そういうところも含めて、広報とかも含めて、今のお考えを答弁いただきたいと思います。
議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターということで御質問あったかと思うんですけれども、現在、笠置町にはシルバー人材センターというものはございません。京都府下で伊根町、井手町、和東町、笠置町の4町が現在ないというような状況でございます。

それで、現在、相楽東部未来づくりセンターにおきまして、広域で取り組めないかということで、これまでも働き手の業務などについての調査など、未来づくりセンターのほうでやっていたところがございます。

また、今年度は、センターにおいて事業者向けのアンケートとか、また行政にも役務提供ができる可能性のある業務に関わる調査ということをやっていたいておりまして、今後、これらのアンケート結果を分析して、令和5年度以降にまた検討を進めていければというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

シルバー人材センター、広域でちょっと検討はいくということなんですが、その際も利用者だけじゃなくて、働き手のほうにもこういう仕事がありますとか、研修とかも含めてあるとは思いますが、そういう案内の充実も要ると思うんですよ。そのあたりもぜひきちっと進めていただきたいと思います。

それで、最後、生活支援の問題について、民有地の樹木伐採についてお伺いしたいと思います。

いろいろ町のほうや京都府のほうに掛け合っても、民有地というのは原則当然所有者の管理と。当然、それは原則として当然だとは思いますが、ところが実際にはなかなか危険な状態になったりとか、放置竹林であったり、いろいろなことで危険な状態があったりする場

所もあつたりします。

なかなか土地所有者と連絡がつかないという事例もあるというふうにお聞きをしていますけれども、このままではなかなか安全上の問題があると思いますので、何らかの対策は進めていかないといけないのではないかというふうに思うんですが、今、検討の状況とか、今、どこまで到達しているのかとか含めてちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、税住民課におきまして、空き地の除草等に対しての改善通知を実施しておりますが、改善がなされない場合、再度通知を行っております。ですが、通知した全てが改善されているわけではございません。

民法が改正され、所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わり、令和5年4月から段階的に施行されます。隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合は、隣地の所有者から枝切り等に必要な同意が得られないため、ルールの見直しが行われたものです。

例えば、督促しても越境した枝が切っていただけない場合や竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合には、越境された土地の所有者自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。

今後は、この改正に基づき町も対応していくこととなると思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

農水省のほうとかでは、こういう森林の整備とかで地域の住民に協力いただいてやる事業で交付金がつくものとか、そんな多くはないと思うんですが、あつたりするわけです。こういう活用、笠置町でそれが合うかとかいろいろなことがあるので、直ちにとということにはならないと思うんですけれども、そういった事業の活用等も含めて、ちょっとどういう検討とか、今後どういうふうにお考えなのかということと、よく利用するのが府民協働インフラ保全事業という京都府の事業です。これで結構草刈りであつたりか、一定修繕等の話はしてくださいということで京都府に要望を言いに行ってもそういう回答があつたりするんです。

ただし、この事業も結局住民の方からの提案で応募して採択と。町のほうの方も入っていただいて議論して採択という形になるというふうにお聞きしているんですけれども、これ住民も知らなかったら、結局その制度を知らなかったら応募できないので、やはり周知が結構

要るんじゃないかなと思うんです。このあたりも含めてどのようにお考えか答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

森林整備ということでお話が出ましたので、なかなか今現在、当町ではそういった交付金を活用して実施はできておりません。

ただ、今現在、森林環境譲与税が交付されている関係で、手入れされていない人工林を間伐等進めていくという譲与税がありますので、それによって今後対応できるところは対応していきたいと考えております。

もう一つ、府民協働の関係でございます。こちらについてもなかなか個人さんの土地については対応できないというような要件もございます。

あと、周知につきましては、年2回募集がありますので、各区長さんなりにお話をさせていただいて、何かありましたらとりまとめて出してくださいというお話をさせてもらっています。ただ、なかなか個人さんまで周知はできていませんので、今後、ホームページなり周知させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

危険な樹木等というのが、例えば家の裏にあたりして、なかなか発見できない場合というのもあったりするんです。そういう場合は、やはり丁寧な聞き取りであったりとか含めて、見回りも含めて、見回りも大事なんですけれども、聞き取りも含めてやらないと、なかなか気づかなかったり、御本人が以前言われていて断られたのであきらめておられたりとか、そういう状況も起こり得るので、そのあたりはきちっと進めていただきたいなというふうに思います。見回りだけじゃなくて、やはりそういう分かりにくい場所もあるかもしれないという前提で進めていただきたいなというふうに思っています。

それで、4番目、最後のいこいの館について質問させていただきたいと思います。

現在、他の自治体の温泉施設であったりとか、バイオマスとかいう視察をするということで7か所が挙げられていまして、視察に行かれているという状況ですが、この視察の内容とか目的とかについて、住民に対して、やはりなかなかどうなっているのか分からないというお声もいただいております。どういうふうに周知していくのか、どのような説明会を開く

とか、そういう方向性について、今、どのようなお考えをお持ちなのか答弁をいただきたい
と思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

視察の報告につきましては、先日最後の視察を終えておりますので、今、報告書をまとめているところでございます。まずは委員会で報告させていただいて、住民の方につきましては、説明会等は予定しておりませんが、ホームページで情報提供をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ホームページだとどうしても見に行く意識がある方とか、しかもたまたま気づくという形もあるかもしれないので、そうじゃなくて、やはりきちっとお知らせ版なり何らかの形で知らせていくべきじゃないかと。税金を使ってやはりこういうことでやっていますということなので、やはり能動的に住民が働きかけないと分からないという形じゃなくて、やはりきちっと受動的でも情報が入って来るという形をやはり取るべきなんじゃないかと。そのあたりについては、ちょっと検討いただきたいと思うんです。ホームページだけということだったんですが、一応、念のために答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問でございますが、受動的にも情報が分かるようにということですので、ホームページ以外でもどういった方法があるのかというところを検討させていただいて、できる範囲でさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今回、前指定管理者との裁判がありまして、それは和解ということになりました。双方ともお金は持ち出さないと、弁護士費用はそれぞれの負担とするということで和解ということになりましたけれども、これについては住民には説明していくということでしたが、特に経過・経緯だけじゃなくて、再発防止策であったりとか、今回の問題が発生した理由、どこに問題点があったのかということもやはりきちっと示していかないと、ただ経緯だけ説明して

こうなりましたというだけでは十分な説明になっていかないと思うんです。そのあたりの問題意識についてはいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

まず、再発防止策ということでございます。これは一般論でしかお話できないわけですが、契約締結の際、問題が生じないように契約内容をきちんと検討し、把握するということがまず第一に必要なであったかというふうに思います。これ以上、何も一般論として言えるお話はございません。

住民に対する説明につきましても、これは長い間の経年劣化という問題もございましたから、そこら辺をきちんと調べて、一定その資料を今作っておるところですけれども、それを整備した上で、一度特別委員会で御報告させていただいて、議員の皆さん方の御意見を伺った上で、その内容を提示していこうというふうに考えております。できれば早急に、来年の3月末までには作業を終了して公表できるようにしたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

以前にも少し言いましたけれども、当然、指定管理料というのは、管理をするという前提でお金を渡している。管理料という形で払っているわけですね。契約に不備があったというのは、最終的にはそこに行きつく問題はありますけれども、そこが主たる原因というよりは、いろいろな発言の中で赤字補填と取られた可能性があるのではないかとか、経営の負担をしていく、援助をしていくというような形で取られているんじゃないかとか、そのあたりのことも検討していかないといけないんじゃないかなと思うんです。今後のまたいこいの館の再開に向けて新たに業者が入っていただいたときに、もちろん契約をがっちり固めれば防げる問題はたくさんあったと思うので、その点は再発防止策の一つとして取られるんですが、やはり不用意な発言や誤解を与えないようにしていかないといけないということも問題意識としては持たなければいけないんじゃないかなというふうに思います。つまり、曖昧なやり取りで、曖昧な解釈をされるということを防がないといけないんじゃないかなというふうに思います。

常識的に考えまして、途中撤退して指定管理料約700万返さない、これ常識的には認められそうな話なわけですね。ところが裁判所は、ゼロゼロ、双方負担なしでやりましよう

という案を出してきたというのは、どこかに原因があるはずなんです。本来なら、700万返すのは当然だと思われるんですが、そうじゃなかったと。ということは、契約上の問題だけじゃなくて、やはりいろいろなやり取りの過程の中に裁判所がそう判断をしてきた何か、もちろん推測の面が出てきてしまうんですが、検討していかないといけないんじゃないかと。

なので、今言ったような話だけではちょっと弱いといいますか、不十分なんじゃないかというふうに思うんです。そのあたりについて、町長、もう一度お考えを答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

裁判所がどのような判断の基に和解勧告を出したのかということは、判決文じゃございませんので、顧問弁護士のほうと話を進めながら、ある程度推測するしかない話でございます。裁判所は、出ている資料・証拠によって判断しているということでございます。その内容そのもの、契約の文言について、それからまた提出された資料の中での理事者等の発言、そうしたものを公平に判断した上での和解勧告というような形になっています。

そして、700万の指定管理料の問題だけでなしに、被告側からの損害賠償の問題が出ています。この被告側の損害賠償の請求された根拠、そういうものも分析しないと、最終的に全ての状態というのは明らかにできないわけで、そうすると、引き渡した時点のいこいの館の状況等々だけで済まずに、それ以前からどのような不具合が生じていたのかというようなことも一定押さえておく必要があると思います。

今、問題となった平成31年頃からの資料について、ある程度整理は済んでおるんですが、それ以前の資料についてまだ整理できておりません。できるだけ早いこと整理して、まとめた上で委員会のほうに提出させていただいて、最終的に皆さんの議論を経た上で住民の方々に提示したいというふうに考えております。もう少ししばらく時間がかかると思います。かなりの作業になっていますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

それで、この問題、このままいきますと700万円のお金の損害というのは誰も責任取らないという状態になってしまうわけですね、このままの状態が終われば。今後、この問題については、どういうふうに、これ誰が賠償するのかとか、もちろん賠償しないでもいいという場合もあるかもしれませんが、どういう手続なり、どういう方向で進めていくのか、全く不

間に付してしまっていて終わるといふのでは、あまりにも、これもともと住民訴訟が起こされて、裁判か誰か賠償しなさいといふことで裁判といふことで進んできた問題なので、そのあたりについての手続、方向について答弁求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 経緯、若干ぐちゃぐちゃにされているみたいなので、経緯、きちんともう一回説明します。

まず、住民訴訟が起きたわけではなくて、住民監査請求があったと。住民監査請求に基づいて監査委員さんから監査の報告がございました。その中で、700万を返してもらいなさいと。不当利得として返還要求しなさいといふことがありました。水道代について、まだ支払ってもらっていないので、合わせて700万と120万についての不当利得の返還等といふことになりますが、の訴訟を提起したわけでございます。

裁判所は、その件について、それぞれ別個に判断されていると思うんです。水道代は水道代で、不当利得は不当利得で判断されていると。そのときの不当利得のほうの判断基準は、あくまでも契約書に基づいて、それが不当利得に当たるかどうかといふ判断をされているはずで、120万については、本来は私債権ですので払っていただく必要があるんですが、それを放棄しなさいといふような内容やった。放棄しなさいといふか、取り下げなさいといふ内容でしたので、それは取り下げなさいといふそのことの理由ですね、それは一部かどうか分かりませんが、反訴で出てきた3,600万でしたか、の損害賠償請求を一部認定しているんやろなといふことは想像はできます。

そうなりますと、損害賠償請求の内容が何やったんかといふようなことを判断しないといけないんで、過去にさかのぼっていきの館の状況がどうやったんかといふことを調べんと判断もできないといふことで、今ちょっと資料を作っているわけでございます。

この後どうなるのかといふ話なんですけど、このことについても弁護士さんと相談はさせていただいています。幾つかこの後分岐点といひますか、方法がございまして。例えば、住民さんが監査請求するとか、住民訴訟を起こすとか、私のほうから再度監査請求するとか、いろいろな方法があるようございまして。今のところ私のほうからは、監査請求を改めて行ふといふ考えはございませぬ。住民のほうからいろいろな形で疑義が唱えられてきた場合は、それはそれなりの対応をさせていただくかなといふふうには思っています。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

すみません、住民訴訟と言いましたが、言い間違えでした。住民監査請求です。

それで、やはり住民から動きを待つんじゃなくてね、やはり町長自ら一定の動きを示すべきなんじゃないかというふうに思うんですよ。今、その考えはないと。住民から動きがなければ、言うたらこのまま誰も700万円については賠償もせずに終わるということになってしまうと。そんなことは想定されていないという前提なんでしょうけれども、少なくとも住民が自分の能動的に働きかけない限りは、何も問われないようになってしまうと。こういうやり方でいいのかどうか、これは本当に考えないといけないことだと思うんです。そのあたりの問題意識はやはりきちっと持っていただきたいと思うんです。これで最後にしますが、再度答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

これは先ほども申し上げましたけれども、かなり早い段階で顧問弁護士と相談をしているところです。今後どういうふうになっていくのか、どういうふうにすべきなのかというお話でございます。

誰に責任があるのか、どういった責任があるのか。これは一定今現在書類を読んで、それを報告させてもらって、それがそのまま住民のほうにお示しできるかどうかまた別の問題ですけれども、一定の整理は今後ちょっとしていく必要があるやろと。

その中で、私個人の判断として、誰にどのような責任があるのかということになってきますと、責任の所在の公平性ということもございますので、私のほうからは、特段、こういうふうにとりうに考えは持っていないということです。以上です。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時15分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

非常に各議員さんからいろいろな質問が出て、私の言うことはないかもしれませんが、私なりに再度お聞きします。

まず、最初、町長が就任されて以来、実施された事業をお教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

いろいろな事業をやっておりますので、主だった事業だけにさせていただきます。

まず、コロナ対策での各種の事業です。マスクや消毒液の配布、感染予防用品の配置など、コロナ対策をできる限りのことをやってきたということでございます。

2番目として、移住・定住政策推進のため、空き家の調査や空き家バンク登録の推奨をやってきたというところでございます。有効に活用できる空き家バンク、幾つか登録していただいて、実際活用していただいております。

3番目としまして、防災事業として避難所への災害時の備品の拡充を行いました。飲料水や非常食の点検・備蓄は無論のこと、避難所の備品として発電機、冷温風機、充電器など、そうしたものの配置や通信網の確保などを行いました。

それから、4番目として、本庁舎の耐震補強を実施いたしました。

次に、交通情報ネットワークの民間移行について、初年度ですが、これを行いました。

それから、観光行政ですけれども、これはなかなか形になっていないということで、いろいろ御意見いただいておりますけれども、町内の観光コンテンツの洗い出し、整理、それから広域観光の推進ということで動いてきております。

それから、これも懸案課題でございました河川敷空間の活性化とキャンプ場のオープン化でございます。現在、10月以降、オープン化に向けた実証実験をやっているところでございます。

それから、今年度には総合計画の策定を完了いたしまして、現在、総合計画に基づいた予算編成措置を始めているところでございます。

また、民間企業などとの協力関係を確立するというところで、子育て支援でありますとか災害時の協定というようなことを締結させていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の発言は、議事録に載るんですよね。載るんですよ、これは。だから、そういう点を加味して答えてもらいたい。

笠置町では、毎年季節ごとに年4回のイベントを実施しているんです。桜、花火、紅葉、鍋。今年はその実施状況はどうなんですか。お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

四季のイベントとして、今年は、さくらまつりと紅葉のイベントを実施いたしました。4月2日のさくらまつりには、約650名の来場客がございました。11月1日から1か月間、月末30日まで、笠置山のもみじ公園等々での紅葉のライトアップ事業を行いました。これは、いろいろなマスコミの方が取り上げていただいたということもございまして、約4,000人の来場者がございました。それぞれ各会場で特産品販売等も併せて行っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

それは、一応分かるんですけどもね、花火と鍋のイベントはなぜやめられたんか。その点お答え願いたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、ただいまの松本議員の御質問でございますが、花火大会をなぜ中止したのか、やめられたのかという御質問でございますが、これは警備の問題がございまして、非常に長い時間かけて警備の問題を解決しておかないと危険が生じる、事故が生じた場合の対応ができないということで、今年については見送りをさせていただきました。

また、食のイベントということでこれまでやってきた鍋のイベントのほかにジビエのイベントも併せて行うということで企画しておりましたが、補助金の申請をしたところですけども、実際その準備期間が不十分ではないのかということで、これは実施を見送りするということで、できなかったという状況でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

花火は、いろいろ警備のほうでできなかった。しかし、近くの木津川市とか和東町は花火やっているんですよ。なぜ笠置はやらなかったんですか。花火の歴史は30年あるんですよ。鍋は10年あるんですよ。なぜ準備期間がなかったから鍋をやめたと。それが理由になるんですか。本当に町長は、笠置町の活性のためにやる気があるのかないのか、その点どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、花火大会についてでございます。これは、明石の事故の後、群衆警備の問題が取り上げられました。膨大な量になりますが、事故調査報告書が出ております。また、本年10月29日にソウルで群衆雪崩事故が起きたということは記憶に新しいところです。8月に行われた亀岡市の保津川市民花火大会、これは花火大会終了後に、観客が亀岡駅周辺に殺到したということで、市長さんが来年度については抜本的な安全対策の見直しが必要であるというふうに表明されておられます。

笠置の花火大会については、そうした危険な事態が生じないように、警察や警備会社とも十分に事前の打ち合わせを行い、来年度に向けての検討と取組を現在進めているところでございます。1番の問題は、花火大会終了後に帰宅される方々が笠置駅周辺に集中されることへの対応策を検討する必要があるということです。前回3年前でしたか、これは夜店などを駅前に配置するというので、ちょうどボトルネックになってしまったということも含め、また花火大会終了後に一時に帰られる方が集中したということがあって、非常に危険な状態になっていた。

こうした事態に対応するために、河川敷などでミニイベントを行うとか、また夜店などを駅前以外の場所に配置するというので、観客の分散化を図る、帰宅される観客の分散化も同時に図るということで、まずそれをした上で、駅周辺の警備の強化というものを検討する必要があると考えています。

また、急病人が出た場合の対応など、事前に関係機関との十分な打ち合わせが必要になってまいりますし、JRにも観客輸送の強化についての協力要請も必要かというふうに考えております。対応策が固まり次第実行委員会を開いて、開催の可否を最終的に判断しようと考えております。

食のイベントについては、来年度事業内容をかなり縮小した形になるかとは思いますが、従来の鍋の事業も含めてジビエの事業も並行してやっていきたいというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁、それに対する花火の事故等に対する対策は取られるんですか。どこまで詰めておられるんですか。そういうことを言われなかったら、なんで和東とか木津川市がやったんですか。鍋にしてもそうですよ。笠置町は、全国鍋フェスティバルの商標を登録しているんですよ。しかし、東京では鍋フェスティバルやっているんですよ。その点どうなんですか。

町長は、この点どのようにお考えになるんですか。あまりにも答弁に風見鶏のようなことを言うてもらうと困るんですよ。私は、この問題については、3月、6月、9月の議事録を基にして質問しているんですよ。そういうことを加味して返答してください。もう一度お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

和東町や木津川市の花火大会に関しましては、どのような警備体制を敷いたのか、どのような協議をしたのかということについて、一定ヒアリングといたしますか、お話を伺ってきてくださいということで、木津川市ではかなりの部分警備に重点を置かれた対応をされたということでございます。また、食のイベントでございますけれども、これも来年度何とか実施できるように、早いうちから準備それから打ち合わせ等々進めていきたいということで、これは現在予算化も含めて検討しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、町長の答弁、私は納得いかないんです。来年は早いうちから鍋準備していく。町長の任期は4年かもしれませんよ。町職員は20年、30年のベテランが多いんですよ。そういう職員をなぜ使われなかったんか。新しい行事じゃないんですよ。今まであった行事を続けてやる、それ自体もできないんですか。それを時間がない、企画が遅れる、それで町民、我々議員も納得したと考えるおられるんですか。その点、どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

いつかお話したかもしれませんが、前回の花火大会についてどのような総括がなされたのか、記録はあるのかというようなことで確認もしました。非常に危険な状態やったことは私も自分の目で確認しておりますので、どういうふうな話し合いがあったのかということを確認したんですが、記録は出て来ないということでした。

具体的な対応策が出て来ない限り、あのような状態になるというのは非常に危険なことで、もしも事故が起きた場合、これは職員が処分されたり、また町に賠償請求がされたりということになりかねませんので、そのあたりは慎重に対応しなければいけないということがございました。

来年度はしっかりと1から計画を立て直してやっていけるように、近隣町村の警備の状況

等々も参考にしながら計画を練っていきたいというふうに考えています。

鍋に代わる行事ということで、鍋も入れた食のイベントということですが、これは実施までの間の計画期間がちょっと短かった、これは補助金の関係もございましたけれども、きちんと組み上げるまでの時間が十分じゃなかったということで、当初予算に予算計上してやっていこうかと考えております。なかなか御理解いただけないかもしれませんが、事実関係そういうことでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の、何回も聞くけれども、町長の答弁、それで分かるんですかね。おかしいじゃないですか。だからお聞きしますよ。問題があった和東、木津川市の問題点はどういうところにあったのか。どういう話を詰めて、その事故に対する対策はどのように取られるのか。町としてどう考えておられるのか聞きたい。

ただ漠然とやられて、町長は2年間何もやっておらんじゃないですか。ただ疑問に思うのは、新しい事業じゃないんですよ。鍋とか花火、なぜ続けることができなかつたのか。どうなんです。

話を聞けば、いや対策事故と言われますよ。それは言葉のあやであって、本当にやる気があるのかどうか。また、なぜ続けることができなかつたのか。担当課には担当の職員がおられるんですよ、先ほども言うたように。ベテランですよ。なぜ彼らを動かそうとしなかつたのか。そういう指導力の点について、町長、どうお考えですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの松本議員の御質問でございます。

2年前、それから昨年、これに関しましては、コロナの流行期ということで多くの観光客が集まるようなイベントの実施というものは控えさせていただいたということでございます。それから、今年の花火につきましては、いろいろなその事例調べていく中で、群衆事故が起きたときの責任がどういうふうになるのか、対応をどうすればいいのかというようなことで、いろいろ研究しなければならなかつた。これは、一定きちんとした報告書が毎年毎年出ておって、その結果に基づいて、じゃ今年はこういうふうに変えていこう、来年はこういうふうに変えていこうというようなことを議論できるような形になっておたらよかつたんですが、そういう報告が見つからなかつた。

実際問題、駅前がボトルネックになつてもものすごい人がそこにおられた。いつ事故が起き

でもおかしくないような状況やったということを現認しておりますので、これは根本的に群衆事故が起きないような対策を考えないと行政としての責任が果たせないというふうを考えました。

実際、木津川市に聞いておりますと、花火の経費に対して警備費用が何倍にもなっているということです。木津川市もそれだけ警備に気を遣っておられるということです。和束町がどれぐらいの費用をかけはったのか、ちょっと私は数字持っていないんですけども、どういう対策をされたんですかということについては、職員のほうに確認してくださいということで話はしてあるんで、まだそれも必要ならば追って報告させていただきます。

食のイベントにつきましては、これはジビエそのものについて何とかしてやりたいと。これは、農水省が有害鳥獣対策ということもございます。また、京都府でもジビエの活用ということをおっしゃっています。そこで、食のイベントにはぜひともジビエの活用をということで考えさせていただきました。残念ながら、その事業内容等々検討をした結果、ちょっと定期的に無理やろうと、幾つかまだ固まっていない事項もあったということなんで、今年については見送りをしたという経緯でございます。これは、何遍も御報告させていただいておりますが、そういうことでございました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

何遍も言いますけれども、町長、それ答弁になっているんですか。具体的に言うて下さいよ。経費がかかるどころ、鍋は納期がなかった。なぜそういうことが起こるんですか。

笠置町では、職員レベル向上という担当部署もあるんですよ。どういう指導をされているんですか。町長が就任されて2年たつんですよ。本当に町長は笠置町の観光産業をどのように思われるのか。そういう点ははっきりしたことを答弁してくださいよ。

これ、町長の答弁では、相手が分かったように町長は判断されますけれども、聞いているほうは全然分からないですよ。どうです。これ本当のところを言うと、もっと新しい行事じゃない。今後どうするんや、聞いた。そしたら、花火のやつはいろいろ問題があると。どの問題をどのように解決しようとしているんですか。その点どうなんですか。一向に伝わってきませんよ。ただここで言われる答弁だけでは納得いきません。もっと誠意ある仕事をしてもらいたい。それだけお願いしますよ。どうですか、できますか、残り2年ですよ。4年のうち、もう2年過ぎているんですよ。その点どうですか。今後どのようにされるのか。笠置町活性化のためにどうされるのか、具体的にお答え願いたい。教えていただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

先ほどから同じことばかり繰り返しているように聞かれるかもしれませんが、笠置町の花火大会について、群衆事故が起きないように警察や警備会社と十分に事前の打ち合わせを行って、警備計画をきちんと作り、また花火大会の終了後、帰宅される方々が笠置駅に一気に集まって来て、そこで群衆事故が起これかねないような状況にならないように、幾つか工夫をしていく必要があるかと思えます。

一番明確に私考えていますのは、駅の構内に入る入場規制をどうするかと。これは、できれば制服の警察官にやっていただければ一番ありがたいんですが、その辺も協議を含めてさせていただきたいと思っています。夜店などを駅前に配置しますと、夜店に買い物に来る、夜店の何かいろいろな飲食を楽しみにされている方も集まって来るわけで、そのことで駅前がボトルネックになってしまって、人が集まってしまうということで、その辺の対応を考えないといけないし、それからお子さん連れ、それからお年寄りの方々がそういう群衆事故に巻き込まれないように。女性の方の群衆事故の被害者って結構多いし、お子さん連れも非常に多いと聞いています。だから、そういう方々への対応を考えないといけないんで、そういう方々が時間をずらして帰宅できるようなそういう方策というので、花火会場といいますか、河川敷などのミニイベント何かできへんかというような工夫も必要かと思っています。

そうすることで、帰宅される観客の分散化、駅周辺の誘導の強化、そうしたものを図って、事故が起きないような万全の警備体制をひいていくということが必要やというふうに感じています。

そういうことで、警備会社のほうと具体的に相談してくださいと、見積り出してくださいというお話を指示しておりますんで、そうした形での予算化ということについて、来年また来年度の予算のときに協議させていただきたいというふうに考えています。

ただ、木津川市の状況を見ていますと、警備費非常に多額になっているようなんで、笠置町どの程度負担しなきゃいけないのかということになってきますと、若干の予算引き上げということも考えざるを得ないというような状況でございます。病人が出たときの対応などもありました。実際、3年前に気分悪なって産振で倒れてはったというような話も聞いています。急病人出たときに163渋滞していて、救急車がなかなか来ないようなことがないように、そこら辺も十分にお話をしとかんといけませんし、ちょっとこの間もJRさんに聞いていたんですけれども、花火大会等で集客がいっぱいあるときに、事前に何らかの形で増発で

ありますとか、車両の増結なんか検討していただけませんかねというようなお話も実際しております。なかなか難しいというお話なんですけど、これももう一度きっちりとお話をしてお話ししていきたいというふうに考えております。

群衆事故に対する対応というのは、現在考えているのはそのような内容でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁は、町長個人の意見ですか、それとも笠置町四季彩祭等の意見をまとめて発言されたんですか。その点どうなんですかね。

そして、いろいろ手を打ってもらっています。それは結構ですが、来年は花火、四季のイベント、完全にやってもらえるんですね。どうですか、その点約束してくれますか、どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの私説明させていただいた内容は、私、いろいろな事例調べたり報告書読んだりして、少なくともこういうことは配慮しとかなあかんということ。それから、木津川市の市長さんと直接お話もさせていただいていますが、どういうことを気にかけられましたかというようなことも含めて、こういう形じゃないと花火大会はできませんよということで、その線に沿った形でどういうことができるのか検討してくださいという中身でございます。

したがいまして、基本的にはまだ私が指示した内容になっています。具体的にどういうふうな形での取組をしていくというのは、これからまた詰めていっていただく話になるかと思えます。

花火大会とか食のイベントについては、できるかどうかというのは、そのときの情勢もございませぬ。またコロナがめっちゃめっちゃ増えたらちょっとどうかなというようなこともございませぬので、確約はできませんが、予算措置して四季のイベント、来年度は4回ともやっていきたいということで、きっちり予算措置して事務局と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長、そういうことをいろいろ検討し、いろいろ進めてもらっておりますんで、四季のイ

ベントを再開できるように職員ともどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ちよつと変えまして、いこいの館の再開スケジュールについてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

いこいの館の再開スケジュールということですが、現在のところ、来年度中に基本的な構想の策定を終えて、令和6年度中の工事または再開を目指したい考えですが、私自身6年3月末で任期がとりあえず満了しますので、6年度の当初予算は骨格予算となり、したがひまして、6年度のなるべく早い時期に再開の可否の判断を議員の皆さんに仰いだ上で、予算化し再開を目指せればというふうと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

あのですね、再開のスケジュールについては、3月のときに「6月に予算を出す」と発言されているんですよ。しかし出なかった。今回も全然出ない。一応どういうことになっているんですか。その場当たりの答弁ですか。どうです、その点。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

確かに6月議会である程度の予算の措置をしたいと、特にコンサル関係の予算を出したいということで話をしておりましたけれども、どういった施設にしていってほしいのかというような議論を先にすべきやという意見がござひまして、その時点でのコンサルへの予算化というのを見送ったという経緯がござひます。

現在、順に近隣の施設または先進地視察などをやっておりますので、それについての御報告も含めて、今後のスケジュールをもう一度組み直したいというふうと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁、おかしいじゃないですか。予算を出すと言うた場合は、ある程度設備、そういう面が出て予算が出てくるんですよ。ただ漠然とした考えで予算を出すと言われたのか。

そして、今回は、ほかの施設を視察に行く。行かれましたよ、7か所挙げられましたね。その結果はどうだったんですか。そのために必要な設備、経営方針はどのような方法でやら

れるのか。しかし、前回の9月の会議には、「今年度末までに決める」と町長言われているんですよ。決まるんですか。その点どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、ほかの質問と被ってしまうので、先にお答えするのはちょっとあれなんですけれども、施設の視察はもう終了しております。これを整理した上で特別委員会で御報告させていただくと。どのような施設にしていくのかという議論をさせていただきたいというふうに考えております。

まだ、私自身、視察の資料を見ておりませんので、どのようにすべきかということはまだ十分に議論はできていない状況でございますが、なるべく早急に準備を進めていただく予定でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

これ、今の答弁おかしいじゃないですか。議長、もっとね、私の言い方が悪いのかしりませんけれどもね、芯を突いた答弁をしてくださいよ。

見学に行かれた、その結果はどうやった、そこの設備はどうやったと、だから私はこういうようにしたいというような話になってくるわけですよ。そして、委員会で説明される。3月末と、今年度中という答弁されているんですよ。もう今日は何日ですか、12月ですよ。1月、半月ぐらいしかありませんよ。それまでに3月になれば新しい予算で非常に多忙になります。そういうことを加味して、どこまで進んでいるのか。

そして、ほか見学しに行かれた結果、報告書はどのようになっているのか、町長御存じですか。まして、地方に行かれていますよ。なぜ同じ経営者で南でやっているやぶっちゃんの湯と月ヶ瀬の湯、見学に行かれたんですか。どうです。

ただ、笠置として、笠置のいこいとして、独特の方法でやろうという新しい試案はないんですか。行かれたらただの猿まねですよ。そんなことで再開が成り立つとお思いですか。その点どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

やぶっちゃんさんは今身売りが決まっております、その後どうなっているのかちょっと確認してありませんが、施設売却と。それから大山田でしたっけ、もう1個のほうも伊賀市のほう売却を決定されているということでございます。

視察は終了しましたということですが、まだ私自身、事務局のほうから視察の内容についての報告を受けておりません。どういった施設であったのか、どういった施設が入場者、入湯者に好評を得ているのかということも吟味した上で、どういった施設にできるのか、していったほうがいいのかというようなことも検討する必要がございます。まだ報告を受けていないんですが、早急に資料をまとめて特別委員会で報告させていただくという話なので、それを待っている状態でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この視察に行かれたんは、予定では11月に終わっているんですよ。その結果、まだ町長は知らない、報告来てない、なぜもっと早く担当に言われたいんですか。これは町長の怠慢ですよ。なぜ言われたいのか。その点どうです。本当に笠置の一番大きな財産ですよ。それをどうするかという問題に対して、そんなちよろこいことでもいいんですか。

委員会で説明する。いこいの館特別委員会、いつ開かれるんですか。そういうことでは困るんですよ。もっと切羽詰まった危機感を持って笠置を経営してもらいたいと思うんです。

その点どうですか。本当に町長はやるきがあるんですか、ないんですか。どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

当初の計画では、視察が11月中に終わるということでしたので、私も確認しておりますが、視察が終わったのは実際には12月だったということでございます。

どのような施設やったのかということも確認しようと思ったんですが、まだ資料ができていないということなんで、早急に整理して、年明け早々にも特別委員会で報告してくださいねということでお話はしてございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、特別委員会の予定はいつごろや。1月の中頃とか2月初めとか、そういう案もないんですか。

そして、調べられた、いろいろ問題については、コンサルを入れるという話になってますね。間違いないですか。答弁されているんですよ、9月に。いつ入れられるんですか。そういう予定はどうなっているんです。町長の報告では本年度末ですよ。期間がないんですよ。どういう方法でやられるのか、具体的に説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

特別委員会、いつ開くのかということですが、いつ開けるんだという話をしております、1月中にという話です。日程の調整がございますので、今時点でいついつということはお話まだできないと。1月中に開きたいというふうに事務局のほうからは聞いております。

それと、もう1点ございました。コンサルの話でございます。コンサルの話は、これは当初説明しておりますように、経営がどういうふうにしていきたいのかということで、経営のコンサルとそれから修繕です。修理箇所がどの程度あるのかということで、その辺の調査もしなきゃいけないという状況でございます。

一定、担当課のほうである程度の修繕箇所、不具合箇所等々、それから点検しないといけないというような場所というのは把握していただいておりますが、そのほかどういうところが出てくるか、何もかも今現在では全て掌握している状態ではございません。その辺の調査も含めて予算措置をしていくという話でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ言われた。設備面の現状と改修やりたいと言われるんだったら、どこまでそれは進んでいるのか。

それと、再開に向けての運営資金、改修とか。どうのように工面されるのか。また、再開後の営業方針はどのような方法でやられるのか、それを少しお聞きしたいと。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、施設面の現状と改修ですが、現在、明らかになっておりますのは、吸収冷温水機が1台しか稼働していないという状態でございます。また、源泉をろ過器に送り込むポンプに不具合が生じているという報告を受けております。ほかにも、これはもうずっと昔からの話なんです、源泉の組み上げシステムに不具合がないのか、これを調査する必要があると考えております。

細かい点では、トイレのセンサーが故障しているため使用禁止にしており、修繕する必要があります。ほかにも、女性用の浴室の脱衣所のほうのガラスが破損していたり、サウナのドアも破損しているほか、ジャグジー、打たせ湯は停止しており、これらを全体としてどうしていくのかということが今後、検討の課題になってくるかと思っております。

再開後の営業方針についてでございます。これは、入込客数の確保のために観光客誘致を積極的に行っていく必要があると考えております。そのためには、情報の発信力の強化を格段に強化していく必要がございます。また、お茶の京都DMOや近隣自治体との連携を強化することにより、周遊客の取り込みも図っていく必要があろうかというふうに考えております。

運営資金、改修資金の問題でございます。非常に頭の痛い問題ですが、まず改修資金に関してですが、なるべく有利な国庫補助金など活用していくことが必要になってまいります。改修予算が多額になるという場合は、一般財源などの財源を充当する必要が生じますが、京都府など関係機関等々に負担軽減のための陳情、要望活動を続けているところでございます。

運転資金についてですが、現在、河川敷のオープン化の実証実験を行っているところであり、実証実験が終了した後、条例整備を行って、以後の管理運営の検討をした上で、キャンプ場利用料の一部を一般財源化して行政運営に充てていくという考えでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、営業方面とかいろいろ聞いたんですが、もっと前向きに検討してもらいたい。

しかし、営業拡大において、渋谷、京都の領事館、あそこの活用はどうされるんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、京都総領事館のことですよ。

現在、行政のほうは、京都総領事館と直接関係を持っておりませんので、恐らく閉鎖されているのかなというふうに思っておりますが、実態確認しているわけではございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 京都はいいんですけども、東京の渋谷の件はどうなんですか。今、返答してもらったんですか。

あのね、ちょっとすみませんけれども、私、質問したらその要件について教えてください。中途半端な返答は要りません。いいですか。もうこんなこと言っても一緒ですから、ちょっと話変えます。

今度、社会福祉協議会との問題についてお聞きします。

いこいの館使用について、水道光熱費、11月まで総額何ぼなんですか。町長、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

4月から9月分として請求させていただきました金額が4万6,479円ということで請求書が出ております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この金額、4月には6,845円言われていますね。請求書を出されたんですか。入金になったんですか。どうです。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問お答えさせていただきます。

請求書は既に出しております。入金のほうはまだですけれども、お支払いいただくということで事務局のほうとはお話をさせていただいています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

請求書を出されたというのは結構ですけれども、いつ出されたんですか。4月分の請求書はいつ出されたんですか。これね、9月の答弁分かっていますか、発言されてるの。いつされたんです。社協が承認したんですか。どうなんです。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

4月から9月までの分を11月に請求させていただきました。毎月の請求にはなっておりませんでしたけれども、最初の9月の分が10月の後半に電力会社からの請求がありましたので、それで免責按分をしまして、前期分の9月分までということで事務局のほうとはお話をさせていただいて、請求させていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

4万7,700何ぼ金額を請求され、いつ入ってくるんですか。

それで、この件についてなんですけれども、4月1日から1年間賃貸契約を結ばれていま

すね。その内容はどうなんです。これは、10月13日の京都新聞の報告で、向こうはこういう問題は聞いていないと発言されていますね。契約内容はどうだったんです。うたってあるんですか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問お答えさせていただきます。

契約書につきましては、事務局さんのほうには早い段階で提示をさせていただいていたんですけれども、ちょっと内部の事務局の体制のほう等もいろいろございまして、契約書自体が正式に早い段階で返ってきたものではございません。中身といたしましては、貸し付ける部屋、それからそれにかかる光熱水費の積算の基礎、賃貸借契約の貸付けの期間については約10年間ということで貸付けしております。

ただし、期間につきましては、一応10年ということにしておりますが、その後の状況によりまして引き渡しといたしますか、物件の費用等も契約を解除する場合もあり得ますよというふうな条項も通常の貸付けの契約の内容と同様でしております。

当初の契約の中は、1か月での納付ということをお願いしておりましたが、半期で今回につきましてはお願いしたというところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番。

この契約書、4月1日から契約されているんですね。いつ契約を交わされたんですか。それで、今私が言うたように、4月1日から賃貸借契約という話だった。今度10年ですか。その内容はどうなんです。9月に言われている答弁と全然違うじゃないですか。こういう点は、町長、どう判断したらいいんですか。議事録と発言されていることが一々変わってるじゃないですか。その点どうです、執行部として。町長、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 基本的に、こうした場合の契約というのは1年更新やというふうに考えておりましたが、安定的な施設の使用ということで10年のほうがいいということで説明を受けましたので、そのように契約をするということで了承いたしました。以上でございます。

それについて、議会で答弁した内容と食い違った内容での契約となってしまったことについては、申し訳ないと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

あのですね、契約というのは、先ほどもいこいの館の裁判の件で、契約書に問題があったという話をされておりましたね。今の契約書はそれでいいんですか。どうなんです。ちょっと私は理解に苦しむんですよ。町の一番大きい財産を賃借するのに、契約書もなしに貸す、後からその契約を結ぶ、一体これはどういう神経の持ち主の契約ですか。その点、非常に吟味されてやられたんか。その点ちょっと分かりませんので、お聞きしたいと思います。

ただ、何遍も言うときますけれども、私は議事録を見て話しているんですよ。答弁には絶対なる自信を持って答弁してくださいよ。全然時間とか日、全然合わないじゃないですか、言われていることが。これで執行部としていいんですか。

だから、町長発言される、参事発言される、それはいいですよ。それにはやはり責任を持った答弁をやってもらいたい。私の言うてることが間違いだったら間違いとしてくださいよ。できますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、まず私のほうからは、契約期間のお話をさせていただきたいと思います。

契約の中には、事情によって契約を取り消すといいますか、期間を変更して短くするということができますということを明記しておりますので、何らかの事情でお貸しできないというようなことが生じましたら、どこかの時点で契約を解除して、お返しいただくというようなことも可能なようになっております。

できるだけ長い間安定的に使っていただきたいというその要望と配慮でございました。契約そのものがなぜこんなに遅れたんかということもございませぬけれども、これは事務手続上のことでございまして、なかなか話し合い最後までいろいろさせていただいたんですが、電気料金の問題でございませぬとか今いろいろ御要望ございました。それで、なかなか最終的にこういう形で契約を結ぶるところまでいかなかったということで、きちんとした契約がなかなか結ばなかったということでございませぬ。

一定、社協さんの事情も理解しておりますんで、あまり一方的なこともお話し合いの上でのことですので要求できませんでしたので、双方納得の上での契約というところで、こういう形で落ち着いたということでございませぬ。以上でございませぬ。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） もうこんな契約書の問題とかもっと前向きに検討して、執行部としてや

ってもらいたい。

このいこいの館に社協が許可されたということについて、その理由は、高齢者が多い、エレベーターがあると、だからあそこを使いたいという答弁でしたね。違いますか。

しかし、ここの本庁には、高齢者または身体障害者が来庁するとき、車いすはどこから入るんですか。だから、出されるんやったら、押される、押してもらおう、そういう訓練はされているんですか。非常に坂登って来るの力要りますよ。

そういう点、町として社協にそういう点で許可されたんだったら、本庁もそういう対応を持つ考えはあるんですか、ないんですか。どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

車いすで庁舎に入られるというときは非常に大変やということで、一応、第1庁舎の西側の出入口のところには車いすを置いております。事故防止のために何らかの措置をせないかんということで、ザイルとカラビナで安全の確保をできるようにということで準備していただいているわけですが、ちょっと今それがどういう形になっているのか確認はできておりません。

それから、第2庁舎の下、駐車場のところになりますが、あそこにインターフォンを設置しております。何か御用事があったら職員が出て行って、そこで対応できることについては対応するというような形での運用を現在やっております。車いすをどうしても押して行かなければいけないという場合につきましては、職員がそうした対応をするということで話ができているというふうに思っています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番。

いや、車いすのそういう身障者の対応、あの坂をインターフォンがあるからそれでいくと。それは結構ですよ。しかし、押す人は、女性では押して行けないですよ。まして、あその階段から入って来る、渡しの鉄板。あれはどのような考え方でああいうのを改良しようと思えないんですか。分かってますか、言うてることが。入口ですよ、西口の。

そこで問題になるのは、この本所の西の入り口の銘板に何て彫ってあるんですか。この建物。何て彫ってあるんです。今まで社協が入ったとこ、あれはどのような契約になっているんですか。そういうのもひっくるめて何もかも検討するべきじゃないですか。

いこいの館もそうでしょう。社協入っているところには賃借料がない、入っていない。参

事答弁されていますよ。そのため、いこいの館が入るために時間の規約も改正されたのではないですか。だから、そういう賃借料が入っていないって言うんだったら、なぜそのときに規約を改正されなかったのか。そういうちんぷんかんぷんの行政で果たしていいのかどうか。もう少し町長任期のあるうちに何とかしてもらいたいと思います。よろしく申し上げますわ、町長。

それで、最後、安全対策についてです。今の進み方、一応お聞きしたいと。前にも163、前回は報告しましたね。非常に人身事故、町長が木津署で表彰されたと同時に、ものすごく事故が起きていますよ。何か対策を取られたのか。

それと同時に、町民グラウンドのミラー、安全対策はどうか。そういう点について返答をお願いしたい。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の安全対策について、国道163号の歩道設置と町民グラウンド出入口の安全対策についてお答えさせていただきます。

まず、国道163号の歩道設置についてですが、本年におきましても、当町が参画しております国道163号整備促進協議会をはじめ、各協議会において10月に京都府、また11月に国に直接要望をいたしております。国道163号の改良など町からの要望については、地元の協力が必要不可欠ですので、引き続き協力をお願いし、要望等強く継続してまいりたいと考えております。

また、8月並びに9月に発生した交通事故に際し、さきの議会で松本議員にも御指摘いただき、速やかに土木事務所に対策を要請させていただきました。京都府さん、また京都府警さんにおかれましても、対策が早急に必要であると御判断いただき、事故箇所における路面への凹凸の区画線や減速の路面標示、注意標識の設置などによる対策を検討いただきまして、年明け1月に施工していただく運びとなりました。

163号歩道設置につきましては、繰り返しになりますが、道路改良及び歩道設置など安全対策について重要案件として捉え、引き続き京都府さん、国へ粘り強く要望してまいりたいと考えております。

町民グラウンドの出入口の安全対策についてですが、こちらにつきましても、さきの議会で松本議員より御指摘をいただき、カーブミラーの設置について、関係各機関と調整をしてまいりました。現在の進捗状況でございますが、国道管理者の京都府さんとの道路線の協議を終え、木津署さんより許可が下り、現在、カーブミラーの部材が入荷した次第でございます。

少し設置に際し設置後の安全対策や維持管理についての協議に時間を要しましたが、本年中12月には対策を講じる予定でございますので、御理解、御協力賜りますようお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ質問したこと、お願いこと、早急に対応してもらってありがとうございます。

それで、あと町内における防犯カメラ設置の取組について、現在どのようになっているのか。予算がない。そういうことになるんですが、予算を一応つけられるのか。一応防犯カメラ、山科の事件と同様に非常に重要になってくるんです。

また、笠置町、高齢化による認知症の人たちも増えてくるかもしれません。そういうためにも防犯カメラの設置を検討いただき、設置してもらいたいと思います。だから、いろいろ検討はあるかもしれませんが、予算を計上してもらって前向きに検討をお願いしたいと思います。

これで終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時30分

議長（大倉 博君） 会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第2、閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合議会報告を行います。

閉会中の委員会調査等報告を行います。いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。いこいの館運営対策特別委員会委員長（坂本英人君） 笠置町議会いこいの館運営対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

令和4年9月29日、10月7日、11月29日に笠置町役場2階議員控室にて委員会を開催いたしました。

委員会の運営ですが、今回は、いこいの館の損害賠償の案件を12月までに決着をつけることを目標としまして、施設の再開の疑義よりも裁判の和解の案件を優先させていただきます。

した。

裁判の経過、進捗の説明、受けました。

10月7日の委員会では、笠置町の顧問弁護士である彦惣弁護士に出席いただき、専門家からの意見、見解を議論いたしました。監査の意見書にもありましたが、運営事業を行っていない期間の指定管理料の支払い義務はないこと、公共施設の利用料は負担しなければ条例違反であり、免除はできないということ、それは大きな議論になりました。

そして、住民に対し説明をし、理解を得ること、行政運営に当たって条例規則と事務の適正化を図ること、損害賠償の対処法、公共料金の免除はどうなるのか等の内容を行政が正確に対応し進めるのであれば、和解することを理解するというのを委員会の中で確認とすり合わせをいたしました。結果は先日の議会のとおり、和解にて賛成多数、可決いたしました。

令和2年より2年以上の時間が経過し、財政難で苦しい我が町は、これから先裁判が長引くことを懸念し、議会は委員会として和解することを望みました。私が委員長になり、初めて一つ、まだ仕事は残っていますが、結果が出たのかなと思っております。議会として、再投資をせず、結局こういう形にはなりましたが、無駄な経費は省けたのかなと思っております。しかし、指定管理料1,200万の支払い方法、ここを行政とゆっくり議論する時間がなかった。それは議会も反省するべき点があるのかなと思っております。

これからまた、いこいの館再開に向けた議論に移っていくわけですが、住民の心配を横にしっかり置いて、委員会運営を努めてまいりたいと思います。以上、委員会報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合議会報告を行います。相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は、令和4年11月25日金曜日、午後1時30分から、大谷処理場会議室におきまして、欠席者1名で開催されました。

最初に、代表理事挨拶の後、審議に入りました。主な案件は、同意案件が1件、認定案件が2件、議案5件が提出されました。

議案審議に先立ち、2人の議員が一般質問をされ、1人目の質問事項は、「これからの本組合の在り方は」ということで、もう一人の質問事項は、「聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会の要望書を問う」ということで質問されました。

まず、同意第1号でございますが、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員の藤木美能里氏の任期が令和4年12月18日をもって満了することに伴い、同委員を再任するという事で、全員賛成で同意されました。

続いて、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億5,957万8,659円、歳出総額2億5,497万2,098円で、歳入歳出差引き額は460万6,561円で、質疑の後、討論はなく、全員賛成で認定されました。

続いて、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額3,225万8,498円、歳出総額2,754万393円で、歳入歳出差引き額は471万8,105円で、質疑の後、討論はなく、全員賛成で認定されました。

続いて、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和4年8月8日に人事院勧告がなされ、これを受け法律案が令和4年11月11日に可決されました。本組合職員の給与についても国家公務員に準拠していることから、国と同様に月例給、勤勉手当を改正する必要があるため、また、職員給料支給方法を変更するため、職員給与条例の一部を改正するものでございます。質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、内容につきましては、会計年度任用職員の給与について、京都府の最低賃金引上げに対応し、支給水準を引き上げるため、会計年度任用職員の給与等条例の一部を改正するもので、質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行い、歳出では、職員給与条例の一部改正に伴う一般管理費の増額、し尿処理費、予備費の増額補正を行い、令和4年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ460万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,360万5,000円とするもので、質疑の後、討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について、今回の補正は、歳入では、財産運用収入、診療報酬収入の増額、前年度繰越金の確定額を増額し、歳出では、振興費、休日応急診療費の増額補正を行い、令和4年度の特別会計予算に、歳入歳出それぞれ683万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,483万1,000円とするもので、質疑の後、討論はなく、全員賛成で可決されました。

最後に、議案第12号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合理約を変更するというので、議会の議決を求めるものでして、質疑・討論なく、全員賛成で可決されました。以上で令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、山城病院組合議会、西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） それでは、令和4年第2回国民健康保険山城病院組合議会定例会について報告いたします。

日時は、令和4年11月11日金曜日、9時半から、京都山城総合医療センター会議室で行われました。

開会に先立ち、令和4年10月1日から介護老人保健施設やましろ施設長を併任された大島洋一脳神経内科部長から自己紹介がありました。

その後、管理者から病院組合の近況報告及び本定例会の提出議案等の説明があり、一般質問になります。

一般質問では、南山城村、齋藤和憲議員から、「選定医療費関連の対応について」、「マイナ保険証対応について」の質問があり、木津川市の宮嶋良造議員からは、「組合の職員みんなが働きがい、生きがいをもって働くために」、同じく木津川市、山本しのぶ議員から、「コロナ第8波に対する体制づくりは」について質問がありました。

同意第1号では、公平委員会の委員の選任について、当組合公平委員会委員の任期満了に伴い、引き続き公平委員として選任したいので同意をお願いするものについて、挙手全員で同意いたしました。

承認第4号、病院事業会計補正予算について、早急なデジタルX線テレビシステムの更新が必要となったため専決処分をしたものに承認を求めることについて、挙手全員で承認されました。

承認第5号、医療過誤による治療内容に関する事及び治療に要した費用に対する補償について専決処分をしたものに承認を求めることについて、挙手全員で承認されました。

承認第6号、国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、政令で定められた施行期日までに議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものに、承認を求めることに、挙手全員で承認されました。

認定第1号、令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定についてです。

収益では、医業収益が、患者数及び診療単価の増により前年度比5億1,746万円の増、事業収益全体では、前年度比7億6,953万円の増となった。費用では、医業費用が、材料費等の増加により前年度比4億1,119万円の増、医業外費用は、前年度比2,175万円の増加となり、事業費用全体では、前年度比2億9,384万円の増となった。結果、令和3年度は、約3億4,347万円の純利益を計上する黒字決算となったと説明があり、挙手全員で認定されました。

認定第2号、令和3年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定について。

収益では、施設療養収益は回転率が高くなり、新規入所者が増加し、前年度比1,484万円の増となりました。費用では、給与費が前年度比2,658万円の減、材料費は226万円の減、経費は72万円の減で合計2,923万円の減となった。令和3年度においては、療養収益が一定増加したものの、結果的には1,611万円の赤字となったと説明があり、挙手全員で認定されました。

第12号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和4年8月8日付人事院勧告に基づき、俸給及び勤勉手当の支給率（0.1か月、再任用職員は0.05か月）の引上げ等、改正をするものについて、挙手全員で可決されました。

議案第13号、京都山城総合医療センター組織条例の一部を改正する条例について。

診療部の「泌尿器科（人工透析）」を削り、また、人工透析部門では、現状、人工透析のみならず幅広い腎疾患の診療や看護を提供していることを踏まえ、「人工透析部」及び「人工透析室」の名称を「腎センター」に改めるものについて、挙手全員で可決されました。

議案第14号、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建による白内障手術が選定療養費の対象となったため、その費用を加えるものについて、挙手全員で可決されました。

議案第15号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について。

京都市市町村職員退職手当組合を構成する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が相楽広域行政組合に改称するため、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更に関する議決をお願いするものについて、挙手全員で可決されました。

議案第16号、令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について。

施設事業収益では、介護施設等において新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する補助金として79万2,000円の増額補正を、施設事業費用では、消耗品費4万6,000円、消耗備品費74万6,000円、ベッドのキャスターの修繕費用150万円を合計229万2,000円の増額補正や、資本的収支及び支出の増額補正を行うものについて、挙手全員で可決されました。

以上、提案された同意1件、承認3件、認定2件、議案5件について全て可決され、閉会しました。令和4年第2回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告を終わります。

議長(大倉 博君) 次に、相楽中部消防組合議会、田中良三議員。

6番(田中良三君) 令和4年第2回相楽中部消防組合議会定例会、会期は、令和4年11月25日から令和4年11月28日までの4日間で、日程第3、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員補充議員選出について、議長による指名により、南山城村の久保憲司議員が選出される。

日程第4、認定第1号、令和3年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る8月19日、当消防本部庁舎で3階講堂において、高瀬代表監査委員及び岡田監査委員により、会計決算審査を実施していただき、適正に処理されているとの報告を受けましたので、本日、これにつきまして認定をお願いするものであります。

令和3年度歳入歳出決算につきましては、歳入総額14億4,094万2,987円、歳出総額14億35万7,065円、歳入歳出差引き額は4,058万5,922円でございますが、この差引き額の内容は、予算に対して歳入におけます超過分の4,987円と歳出の不用額4,058万935円の合計額でございます。また、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支につきましては4,058万5,922円となりました。

歳入決算額の主なものは、分担金13億5,448万1,000円、前年に比べ750万4,000円、0.6%の増加になっております。府支出金は860万9,000円で前年

度と同額、繰越金は4,928万494円で15.6%の増加、組合債では2,690万74.1%の減少となりました。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費で12億7,878万5,588円で、前年度と比較いたしまして8,155万8,863円、6%の減少となり、公債費では1億2,112万8,836円で27.4%の増加になりました。消防一部事務組合の特殊性により、総務費と公債費で歳出決算合計の99.9%を占めています。性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費の計であります義務的経費の決算額は、12億1,171万8,889円となります。前年度12億372万1,658円と比較しますと、799万7,231円、0.7%の増加となっております。

基金現在高につきましては、消防施設整備資金積立基金2億546万9,000円で前年度比2,500万円の増加となりました。また、組合債の現在高は3億6,048万6,193円となり、前年度より9,361万7,133円の減少となりました。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定に付すものでございます。

採決、全員賛成で原案のとおり可決されました。

これから、一部文章のところを省略するところがありますので、よろしく願います。

議長（大倉 博君） ちょっと待ってください。すぐに終わるから。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

すみません。田中議員、どうぞ。

6番（田中良三君） 日程第5、議案第3号、相楽中部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につき、この件につきましては、ちょっと省略させていただきます。

採決、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第6、議案第4号、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、下の文章を省略させていただき、賛成全員で原案のとおり可決。

日程第7、議案第5号、相楽中部消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等につきましても、下はちょっと省略させていただき、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第6号、相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎造成・斜面安定化対策工事請負契約の締結について。

相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎造成・斜面安定化対策工事請負契約を締結するに際し、相楽中部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和51年相楽中部消防組合条例第7号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第7号、令和4年度相楽中部消防組合一般会計補正予算(第1号)につき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,341万円を減額し、歳入歳出それぞれ19億1,049万といたしました。

内訳の主なものにつきましては、歳入では、繰入金1,666万6,000円の減額、繰越金4,058万4,000円の増額で、組合債の事業費の確定により、起債額5,740万の減額を受けまして、分担金が2,996万3,000円の減額となりました。

歳出では、人件費で824万7,000円の増額となりましたが、普通建設事業費の消防本部(署)新庁舎造成・斜面安定化対策工事業費の確定により、1億33万8,000円の減額となりました。また、消防施設整備資金積立基金費では、今年度積立金を2,400万といたしました。

全員賛成で原案のとおり可決。

日程第10、議案第8号、京都市市町村職員退職手当組合理約の一部改正について。

これも下を省略させていただきます。

賛成全員で原案のとおり可決。

日程第11、請願受理番号4-1、相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に係る請願書。

議長を除く13名の議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、同委員会に付託。

日程第12、請願受理番号4-2、相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に関する請願書。

これも、議長を除く13名の議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたしました。それにより、請願審査特別委員会の委員長に炭本範子氏、副委員長に久保憲司氏が選ばれました。

続きまして、請願審査特別委員会のことを報告させていただきます。

請願受理番号4-1 相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に係る請願書号4-1

1 請願趣旨

消防庁舎の建替えに関する出張所の統廃合、建設場所、建設費用等に対して住民の要望を受け入れず過大な新庁舎建設が行政の一方的な考えで進められています。

将来を見据えた計画に見直すべきだと考えます。よって、以下を請願します。

2 請願項目

- (1) 新庁舎の規模を見直すこと。

(2) 市民にかかる負担額の低減のため、建設費を見直すこと。

採決、賛成少数で不採択。

請願受理番号4-2 相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に関する請願書

1 請願の趣旨

相楽中部消防組合消防本部が新庁舎を建設予定する木津川市城山台9丁目1の土地は、幹線道路に面しておらず住宅地に近く間口も狭く袋小路となっています。北側には崖があり南側には土砂災害特別警戒区域も隣接しています。更には、ため池、棚田等があった急傾斜地が埋め立てられ、庁舎建設部分の大部分が盛土となっており予測不能な災害が起きている今日の状況下では「消防署が危ない」ということにもなりかねません。

また、木津西出張所と山城出張所の廃止が計画されており、救急車、消防車の到着が遅れることが予想されます。助かる命も救えないということになりかねません。安心の消防を求めて、次の事項を請願します。

2 請願項目

(1) 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎の建設場所を見直してください。

(2) 新庁舎建設にともなう木津西出張所の廃止計画をやめてください。

(3) 新庁舎建設にともなう山城出張所の廃止計画をやめてください。

賛成少数で不採択です。

続きまして、11月28日の議事報告です。

請願受理番号4-1、相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に係る請願書。

委員長報告があった後、討論があり、反対討論で、平成19年の資料は15年前の資料で国が進めるハード面の整備、平成29年には広域的なガイドラインが出されています。施設の充実など、平成19年の資料とは全く反対であるとする。費用面では、諸般の状況を考慮し、城陽市消防本部と比較しても妥当とする。将来を見据えたものであるとする。

次に、賛成討論では、フレキシブルスペースが設計されていますが、これは山城出張所が閉所した際の山城職員の確保スペースです。これは、バイパスができた後に山城出張所の必要性を調査するとの旨と矛盾しているとする。ものである。

採決の結果、賛成者少数で不採択とされました。

日程第2、請願受理番号4-2、相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に関する請願書。

委員長報告があり、討論があり、反対討論で、新庁舎の建設場所を見直す請願については、場所の選定について、現庁舎の建設当時とは都市形態が大きく変わったこと、また、当時は

政策配置による出張所の配置が行われていたことも含め、アドバイザー会議を採用せず、消防防災科学センターにより、各種データを基に、システム工学的手法を用いた消防力評価により適正配置調査を行った結果に基づいて、木津川市のほうで用地の確保を行っていただきました。消防としても、浸水、液状化の心配がなく、また交通のアクセスもよく、最適地であると考えます。

木津西の廃止計画を止める請願については、南海トラフ等の大規模災害時に多種多様な災害が多発することを考慮し、一度に複数隊の部隊をそれぞれの災害現場に出動させ、迅速に災害対応を行わなければなりません。大規模災害に対応するため、指揮隊の新設、現状乗り替え運用で出動によって運用できない車両の活用を行い、消防力を強化します。そのため、本部に職員を集約し、職員の有効配置を行うため、開所時には木津西出張所の統廃合を行い、人員及び車両を本部に集約します。また、招集者も集約され、本部に集めることができるため、より部隊の運用が可能となり、大規模災害発生時における効果的な現場活動が行われることとなります。

山城の廃止計画を止める請願については、山城出張所につきましては、城陽井手木津川バイパス及び周辺道路の整備が行われ、道路ネットワークが強化された後、山城地区への到着時間等の調査を行い、検討するとしています。

次に、賛成討論は、交通の最適地とは何をもって最適地とするのか。切土ではなく、盛土の上に建てるのは危険である。相楽中部のOBまたは消防団から、なぜあの場所に建てるのかと意見を多数いただいている。山城出張所については、管理者の発言について、責任のある発言とは思えないとの討論がありました。

採決の結果、賛成者が少数で不採択になりました。

日程第3、報告第1号、専決処分の報告について（救助工作車物損事故による損害賠償）。

令和4年2月13日、11時55分頃、木津川市加茂町里新戸地内で救助出動した際、救助活動にクレーンが必要となったため、現場建物の隣空地に車両を進入させたところ、地中に埋まっていたマンホールと路肩のコンクリートを破損させたものです。

なお、令和4年5月20日付で損害賠償額19万6,900円で示談といたしております。以上で報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 加茂笠置組合議会の報告をいたします。

加茂笠置組合議会定例会を去る10月28日、木津川市において開催いたしました。

令和3年度会計の決算と令和4年度会計の補正の2つの議案が審議され、2議案ともに全員賛成で可決成立しました。

決算では、線下補償と敷地鉄塔料の笠置分が妥結されておらず、内払い金はありませんでしたが、現在裁判になっていることが説明され、また、道に倒木等が発生し、木津川市で対応されましたが、事前の安全対策のため、当組合で見回りをして倒木等のおそれのある樹木の伐採を実施したとの報告がありました。

以上で加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽東部広域連合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

去る12月9日に南山城村で相楽東部広域連合議会定例会を開きました。

一般質問の答弁では、体育館のエアコン設置が望ましいが、費用対効果も考えたい、工夫もしていく。物価高騰における学校給食費の費用補填は、4月から補填の方向で進める。PTAについては、京都府や全国規模のPTAは必要ないのではないか。クリーンセンターの再稼働は、擁壁が崩れてきて、まず安全対策をしないと話を進めるのは難しかった。クリーンセンター擁壁安全対策工事後に発生したクラックについては、まだ調査しているところで、言えないことがあるという内容でした。

議案では、令和3年度会計の決算、令和4年度会計の補正、GIGAスクール構想での端末の費用負担等を国に支援を求める内容の意見書等が出され、全て可決成立いたしました。

決算の意見書で、東部クリーンセンターの安全対策工事について、追加された工事内容について、決裁文書が作成されず、議会への説明が十分でなかった点について、適正に事務が進められるよう厳しく指摘する意見が出されています。

東部クリーンセンターの擁壁安全対策工事におけるクラック発生等の事態については、総務厚生委員会において閉会後も取り扱うことで進められています。以上で相楽東部広域連合議会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） これで閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後5時12分

再 開 午後5時30分

副議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（西 昭夫君） ただいま大倉博議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長（西 昭夫君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって大倉博議長の退場を求めます。

（大倉 博君退場）

副議長（西 昭夫君） 職員に辞職願を朗読させます。議会事務局長。

事務局長（穂森美枝君） 失礼いたします。

令和4年12月22日、笠置町議会副議長、西昭夫殿。

笠置町議会議長、大倉博。

辞職願。

このたび、下記の理由により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

記。

理由、議会の申合せにより辞職を許可されたい。

以上でございます。

副議長（西 昭夫君） お諮りします。大倉博議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、大倉博議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大倉博議員の入場を許可します。

（大倉 博君入場）

副議長（西 昭夫君） 大倉博君に申し上げます。議長の辞職については、許可することといたしました。

副議長（西 昭夫君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長（西 昭夫君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（西 昭夫君） ただいまの出席議員は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に向出健議員及び坂本英人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

（投票用紙配付）

副議長（西 昭夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（西 昭夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（西 昭夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（点呼、投票）

副議長（西 昭夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（西 昭夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。向出健議員及び坂本英人議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

副議長（西 昭夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、向出健議員 1 票、松本俊清議員 3 票、西昭夫 3 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であり、松本議員と西の得票は、いずれもこれを超えております。松本議員と西の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

松本議員と西が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。向出議員と坂本議員は、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めます。順序は議席の順とします。小さい数字を引いたほうから、次のくじを引いていただきます。2 番、松本俊清議員、くじを引いてください。

（くじを引く）

副議長（西 昭夫君） 次に、7 番、西がくじを引きます。

（くじを引く）

副議長（西 昭夫君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。松本議員が引いた数字は 41 番、西が引いた数字は 29 番です。したがって、くじを引く順序は、初めに西、次に松本議員に決定いたしました。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。引いた数字が小さいほうを当選人とします。まず、西がくじを引きます。

（くじを引く）

副議長（西 昭夫君） 次に、松本議員、くじを引いてください。

（くじを引く）

副議長（西 昭夫君） くじの結果を報告します。西が引いた数字は 33 番、松本議員が引いた数字は 34 番です。したがって、西が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

議長（西 昭夫君） ただいま議長に私が当選いたしました。

一言議長就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙によりまして、笠置町議会議長の重職に就くことになりました。誠に光栄の至りに存じます。

私は、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨として議会の円満なる運営を図り、町政の進展と地方自治の発展のため、最善の努力をいたす所存でございます。

ここに議員各位の一層の御支援、御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後5時55分

再 開 午後6時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長（西 昭夫君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（西 昭夫君） ただいまの出席議員は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に向出健議員及び坂本英人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

（投票用紙配付）

議長（西 昭夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（西 昭夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

（点呼、投票）

議長（西 昭夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。向出健議員及び坂本英人議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

議長（西 昭夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、向出健議員 1 票、由本好史議員 4 票、田中良三議員 2 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、由本議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

議長（西 昭夫君） ただいま副議長に当選されました由本議員が議場におられます。会議規

則第 3 3 条第 2 項によって当選の告知をします。副議長承諾の挨拶をお願いいたします。

副議長（由本好史君） ただいま議員各位の御推挙により、副議長の重責に就くことになりました。誠に光栄の至りに存じます。

議長と共に誠意を尽くし、公正と議会の円滑なる運営を図り、町政発展のために努力いたす所存であります。

議員各位の御支援と御協力をお願いいたしまして、就任の御挨拶といたします。

議長（西 昭夫君） ありがとうございます。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後 6 時 2 7 分

再 開 午後 7 時 1 5 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） お諮りします。議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第 4 とし、

日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長(西 昭夫君) 追加日程第4、議席の一部変更の件を議題とします。

議長、副議長選挙に伴いまして、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

大倉博議員の議席を3番に、由本副議長の議席を7番に、西議長の議席を8番に変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、大倉博議員の議席を3番に、由本副議長の議席を7番に、西議長の議席を8番に変更することに決定しました。それぞれの議席に移動してください。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時17分

再 開 午後7時18分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(西 昭夫君) お諮りします。議会運営委員の辞任及び選任の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任及び選任の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 追加日程第5、議会運営委員の辞任及び選任の件を議題とします。

議長選挙に伴いまして、西昭夫議長の議会運営委員の辞任及び後任として大倉博議員を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、西昭夫議長の議会運営委員の辞任及び大倉博議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） お諮りします。一部事務組合等議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、一部事務組合等議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに選挙とすることに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 追加日程第6、一部事務組合等議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することといたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

相楽郡広域事務組合議会議員に由本好史議員と議長の西昭夫の2名を指名します。

次に、山城病院組合議会議員に田中良三議員と坂本英人議員の2名を指名します。

次に、相楽中部消防組合議会議員に田中良三議員と議長の西昭夫の2名を指名いたします。

次に、加茂笠置組合議会議員に大倉博議員、向出健議員、松本俊清議員、由本好史議員、田中良三議員の5名を指名します。

次に、相楽東部広域連合議会議員に向出健議員、由本好史議員、坂本英人議員、西昭夫議長の4名を指名します。

最後に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に大倉博議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名したとおり、相楽郡広域事務組合議会議員に由本好史

議員と議長の西昭夫の2名を、山城病院組合議会議員に田中良三議員と坂本英人議員の2名を、相楽中部消防組合議会議員に田中良三議員と議長の西昭夫の2名を、加茂笠置組合議会議員に大倉博議員、向出健議員、松本俊清議員、由本好史議員、田中良三議員の5名を、相楽東部広域連合議会議員に向出健議員、由本好史議員、坂本英人議員、西昭夫議長の4名を、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に大倉博議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、相楽郡広域事務組合議会議員に由本好史議員と議長の西昭夫の2名を、山城病院組合議会議員に田中良三議員と坂本英人議員の2名を、相楽中部消防組合議会議員に田中良三議員と議長の西昭夫の2名を、加茂笠置組合議会議員に大倉博議員、向出健議員、松本俊清議員、由本好史議員、田中良三議員の5名を、相楽東部広域連合議会議員に向出健議員、由本好史議員、坂本英人議員、西昭夫議長の4名を、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に大倉博議員を当選人とすることに決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。当選の挨拶は省略いたします。

議会運営委員会の委員長の互選が行われ、由本好史議員が議会運営委員長に決定いたしましたので御報告いたします。

議長(西 昭夫君) 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後7時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

前議長 大倉 博

議長 西 昭 夫

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 由 本 好 史